

# 男女共同参画 KOTO プラン 2021

(第7次江東区男女共同参画行動計画)

(素案)

令和2年11月

江 東 区



## 《目次》

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の性格.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の基本理念.....	5
5 計画の目標.....	6
6 計画の体系.....	8
第2章 計画の背景 .....	11
1 江東区を取り巻く動き .....	13
(1) 世界の動き .....	13
(2) 国の動き .....	13
(3) 東京都の動き .....	15
(4) 江東区の動き .....	15
2 江東区の状況.....	17
(1) 人口の状況.....	17
(2) 世帯数の状況.....	19
(3) 就労の状況.....	21
(4) 政策等への女性の参画状況.....	23
3 第6次行動計画の総括 .....	25
第3章 計画の内容.....	29
目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります .....	31
課題1 男女共同参画の意識づくり .....	31
課題2 男女平等教育の推進.....	34
課題3 多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援 .....	38
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します.....	42
課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	42
課題5 働く場における男女共同参画の推進.....	49
目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します .....	55
課題6 地域における男女共同参画の推進.....	55
課題7 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	59
目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します .....	62
課題8 DVの防止と被害者の支援.....	62

課題 9 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援 .....	69
目標 V 行動計画を積極的に推進します .....	73
課題 10 推進体制の充実 .....	73

# 第 1 章 計画の基本的な考え方



## 1 計画策定の趣旨

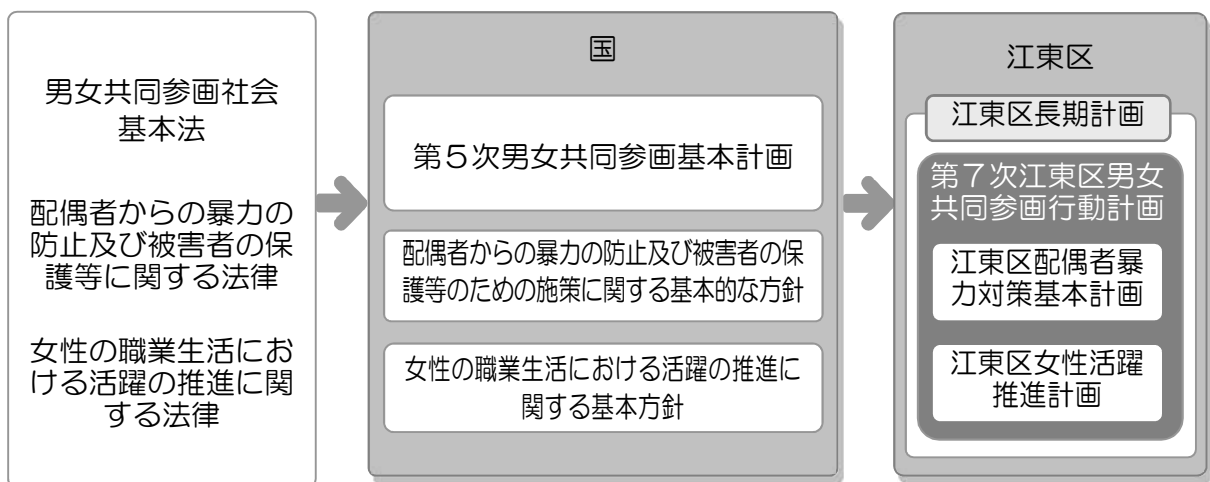
本区では、男女共同参画社会の実現を重要施策の一つと位置づけ、平成16(2004)年3月に「江東区男女共同参画条例」を制定し、平成28(2016)年3月には第6次男女共同参画行動計画として「男女共同参画 KOTO プラン-改定版-」(平成28(2016)～32(2020)年度)を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいるところです。

本計画は、第6次行動計画の期間が満了となることから、計画の進捗状況や意識実態調査結果、江東区長期計画の展望や男女共同参画審議会における審議等に基づき、本区における諸課題に的確に対応し、関係する新しい法制度や社会状況の変化に沿った施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、「江東区長期計画」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「江東区男女共同参画条例」第8条に規定する行動計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定する推進計画を包含しています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、具体的な行動期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間で想定します。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
男女共同参画 KOTO プラン2021 (第7次江東区男女共同参画行動計画)									
策定				見直し	男女共同参画 KOTO プラン2021 (改定版) (第8次江東区男女共同参画行動計画) 予定				



## 4 計画の基本理念

---

本計画の基本理念は、次の通りとします。

### 多様性を認め合い、安心して暮らせる社会の実現

一人ひとりがお互いに、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、その人の個性が尊重され、すべての人が自分らしく、平等に安心して暮らすことができる社会の実現を図ります。

男女共同参画社会の実現をめざす本計画においては、社会の大多数をしめる男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等が存在することから、その解消に向けた施策が主体になりますが、本計画の基本理念「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会」をすべての区民が共有できるものとして実現していくためには、性別に関わる固定観念にとらわれがちな傾向への注意を促すこととともに、男女の性別に関わる基本的な認識の中に性的少数者（性的マイノリティ）の存在を常に意識して、この計画の体系のあらゆる場面において考慮していくことが必要です。

また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性がより職を失いやすい状況や家庭内暴力の増加や深刻化など、社会的に弱い立場にある者により深刻な影響をもたらし、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させました。この経験を踏まえ、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、社会的に弱い立場にある者に負担が集中したり、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮がより一層必要です。

## 5 計画の目標

---

本計画の目標は、江東区長期計画における基本的な取り組み「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」に向けた4つの取り組み方針を発展させた次の5つとします。

### 目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、固定的な役割分担意識の解消、男女平等教育を推進するとともに、多様性に対する区民の理解を促進します。また、生涯にわたる心身の健康づくりを支援します。

### 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します

一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、性別にかかわらず、家庭や地域での役割を担うとともに、誰もが働く場において能力を発揮できる社会の実現と、働きやすい職場づくりを進めます。

### 目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

多様な年代の誰もがさらに地域活動に参画しやすくなるとともに、多様な視点で政策・方針決定過程に参画しやすい環境を整えていきます。

### 目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

暴力を許さない地域づくりを進め、DVを防止するとともに、相談から自立支援まで一貫した被害者支援に取り組みます。また、性暴力やハラスメント、虐待などの防止に向け、情報提供や意識啓発を図ります。

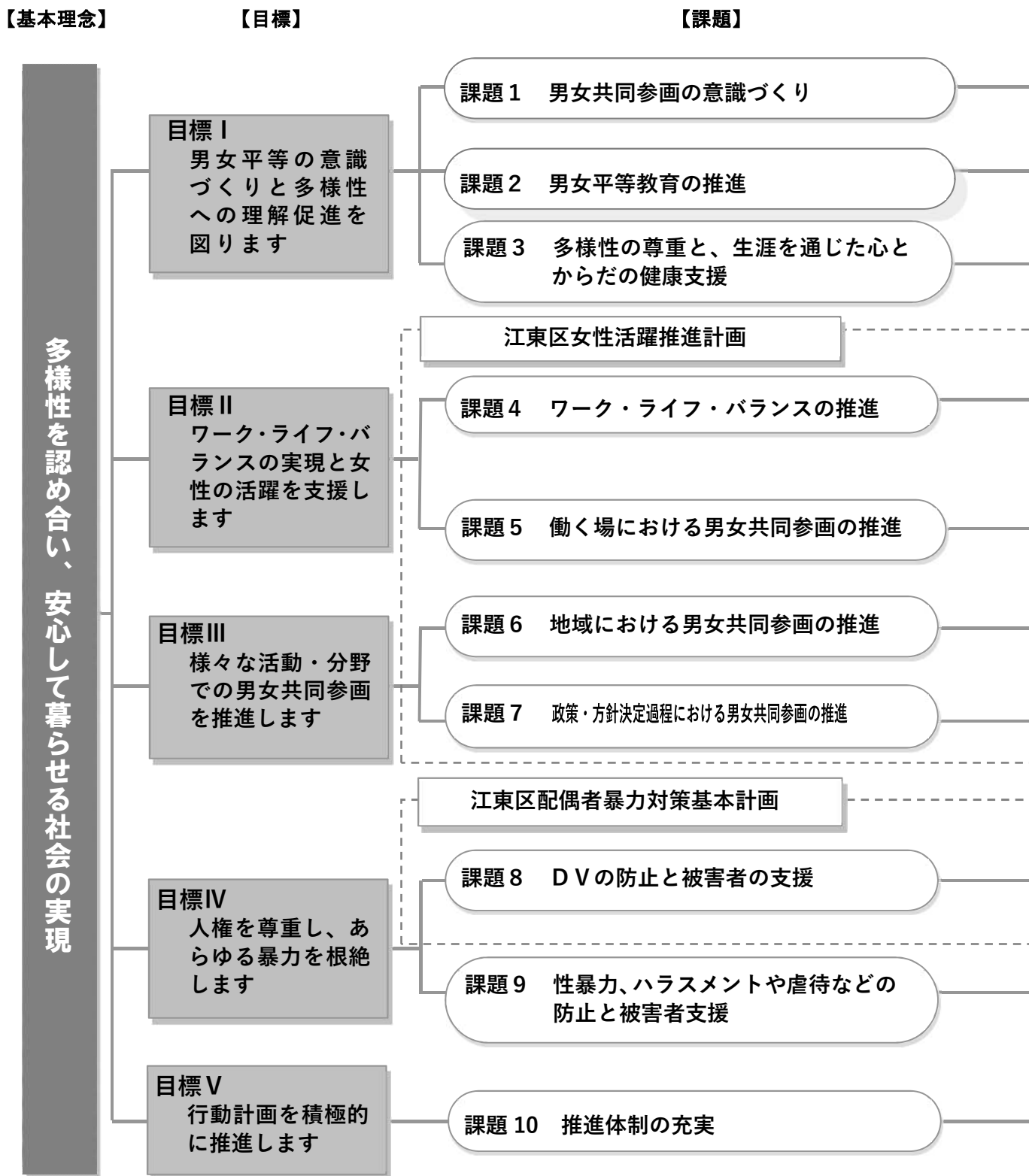
### 目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、江東区男女共同参画推進センターを充実するとともに、区がモデル事業所となり、区民の参画を得ながら、男女共同参画を着実に推進していきます。

## ■評価指標及び目標値

評価指標	現状値 (令和元 (2019)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)
目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります		
男女が平等だと思える区民の割合	14.4%	40%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思える区民の割合	45.9%	70%
多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思える区民の割合	46.3%	80%
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します		
仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することが出来ていると答えた区民の割合	53.4%	80%
職場における男女差別が無い割合	53.7%	80%
目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します		
地域社会で男女の地位が平等になっていると思える区民の割合	29.3%	50%
区の審議会等への女性の参画率	30.0%	40%
目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します		
DV相談窓口を知っている区民の割合	28.3%	70%
ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	68.0%	90%
目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します		
男女共同参画推進センターの認知度	30.7%	50%
区の管理職における女性の割合	15.2%	20%

## 6 計画の体系



【施策】

施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

施策2 家庭における男女平等教育の推進

施策3 保育園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

施策4 性的マイノリティについての理解の促進

施策5 心とからだの健康支援

施策6 家庭における男女共同参画の推進

施策7 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

施策8 子育て支援の充実

施策9 介護者支援の充実

施策10 職場の男女共同参画に関する情報の提供

施策11 女性の活躍推進

施策12 企業に対する働きかけ

施策13 地域活動における男女共同参画の推進

施策14 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

施策15 区の審議会等への女性の参画推進

施策16 暴力を許さない地域づくり

施策17 相談窓口の充実と安全の確保

施策18 自立に向けた支援

施策19 人材の育成

施策20 関係機関との連携

施策21 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援

施策22 虐待の早期発見・救済

施策23 男女共同参画推進センターの充実

施策24 庁内における男女共同参画の推進

施策25 区民参画及び庁内推進体制の充実



## 第2章 計画の背景

---



## 1 江東区を取り巻く動き

---

### (1) 世界の動き

#### ① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱して昭和 50（1975）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51（1976）年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取り組みが行われてきました。

昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択しました。

平成 7（1995）年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12（2000）年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27（2015）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行いました。

#### ② あらゆる分野でのジェンダー平等の達成に向けた取り組み

平成 26（2012）年の第 58 回国連婦人の地位委員会では、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて決議され、女性が災害に対処する能力の強化を含め、災害から回復する力を持つ社会の構築が目指されています。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットでは、「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。これは、将来世代に持続可能な地球環境と経済・社会を残していくため、「誰一人取り残さない」をスローガンに、2030 年までにすべての国が取り組むべき 17 の国際目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。目標の 1 つには、ジェンダー平等の実現が掲げられているほか、男女間を含むあらゆる格差や不平等を解消することが目指されています。持続可能な社会の実現に向け、先進国も含め各国で取り組みが進んでいます。

平成 28（2016）年の第 60 回国連婦人の地位委員会では、女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女児に対する暴力の撤廃及び防止等について協議されました。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、世界各地で、DV や虐待、貧困が問題となっており、国連機関より各国政府に対応が求められています。

### (2) 国の動き

#### ① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まりを受けた計画や法整備

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国は、昭和 52（1977）年に最初の「国内行動計画」を策定しました。これ以降、4 度にわたり計画を改定し、現在は「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2（2020）年策定）に基づき、取り組みを進めています。

「女子差別撤廃条約」批准（昭和 60（1985）年）にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基

## 第2章 計画の背景

準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会づくりを 21 世紀の最重要課題と位置づけました。

### ② 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取り組み

社会の活力低下や少子化・人口減少を解決するための取り組みに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進があります。平成 19（2007）年には「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（平成 22（2010）年改定）し、長時間労働など従来の働き方を見直して仕事と家庭の両立が図られてきました。平成 30（2018）年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、労働時間や休暇、賃金等に関する規定が見直され、働く人の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにする働き方改革の推進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しています。

### ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行

平成 27（2015）年には、女性が職業生活において希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法を制定しました。同法では、民間事業主に事業主行動計画の策定を義務付けるとともに、都道府県及び市町村は、政府の基本方針等を勘案した計画を策定することが努力義務とされました。令和元（2019）年の法改正により、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が示されました。

### ④ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が公布施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV 防止法は、4 度の改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や、配偶者暴力相談支援センター機能の設置及び基本計画の策定が区市町村の努力義務として盛り込まれ、さらに同居する交際相手からの DV も同法の適用対象となり、児童虐待と DV の密接な関連を踏まえた児童相談所との相互連携や協力など、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

### ⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）に関する取り組み

平成 27（2015）年の「持続可能な開発目標」（SDGs）の採択を受け、政府は平成 28（2016）年 5 月に推進本部を設置し、同年 12 月に実施指針を策定、平成 29（2017）年 12 月以降は SDGs 達成のための政府の主要な取り組みをまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定しています。「SDGs と連動する Society5.0 の推進」、「SDGs を原動力とした地方創生」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGs モデル」を掲げ、国を挙げて SDGs の実現に取り組んでいます。こうした中、「誰一人取り残さない」社会をつくるためには、区民一人ひとりの取り組みとの相乗効果が不可欠であり、国家レベルだけでなく、自治体レベ

ルでの取り組みが期待されています。

### (3) 東京都の動き

#### ① 国際社会の動きを受けた男女平等推進の拠点施設の整備

東京都では、昭和 54 (1979) 年に東京都婦人情報センターを開設しました。平成 4 (1992) 年に東京都婦人情報センターを「東京都女性情報センター」に改称し、平成 7 (1995) 年には豊かで平和な男女平等社会の推進に向けて、都民と行政が協力して女性問題解決に取り組む具体的、実践的な活動の拠点として「東京ウィメンズプラザ」を開館しました。

#### ② 行動計画の策定と男女平等参画条例の制定

昭和 53 (1978) 年には最初の行動計画「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定しました。平成 12 (2000) 年には「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 (2002) 年に「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。その後、2度にわたり計画を改定し、現在は「東京都女性活躍推進計画」(平成 29 (2017) 年策定)に基づき、施策を推進しています。なお、この計画は、「東京都配偶者暴力対策基本計画」と合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」と呼称されます。

#### ③ 配偶者からの暴力に対する取り組み

配偶者からの暴力については、平成 18 (2006) 年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2度にわたる改定を経て、現在は、「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成 29 (2017) 年策定)に基づき、配偶者暴力や性暴力、ストーカー行為などの様々な暴力への対策を推進しています。

また、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談、一時保護、自立生活の支援を行っています。

#### ④ 多様な性の理解推進に関する取り組み

平成 30 (2018) 年 10 月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、第 2 章「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記しています。これを受け、都は、性自認及び性的指向に関して、声を上げられない当事者へアプローチすることを重点課題として、基本的な考え方や今後の方向性等を取りまとめた「性自認及び性的指向に関する基本計画」(令和 2 (2020) 年～令和 5 (2023) 年)を策定し、共生社会の土台づくりを進めています。

### (4) 江東区の動き

#### ① 国際社会の動きに対応して始まった男女共同参画の取り組み

本区では、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機として、昭和 58 (1983) 年以降「婦人問題担当主査」、「江東区婦人関係行政推進会議」、「江東区婦人問題懇談会」を設置し、男女平等の実

## 第2章 計画の背景

現に向けた取り組みがスタートしました。

平成3（1991）年に「江東区女性センター」を開設するとともに、平成4（1992）年には「江東区女性行動計画」を策定し、これ以降、5度にわたり計画を改定してきました。

平成16（2004）年には、「江東区男女共同参画条例」を制定し、女性センターを「江東区男女共同参画推進センター」と改称のうえ、男女共同参画推進の拠点として位置づけるとともに、区長の附属機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

### ② 区の基本施策として位置づけられている男女共同参画

本区は、基本構想や長期計画において、「男女共同参画社会の実現」を目指しています。

基本構想では、「性別による男女の固定的な役割分担意識の解消」、「男女が社会のあらゆる分野においてともに活動に参画できる機会の確保」を掲げています。また、令和2（2020）年度からの現長期計画では、「全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、自分らしく生きることができる社会を実現」することを目指し、“人権と多様性を尊重する意識の醸成”、“男女共同参画の推進”、“ワーク・ライフ・バランスの推進”、“異性に対するあらゆる暴力の根絶”の4つの取り組み方針を掲げています。

### ③ 女性活躍推進に対する取り組み

男女共同参画推進センターの男女共同参画学習講座で職場復帰や働き方の意識改革を図る講座、広報誌「PalCato（パルカート）」ではワーク・ライフ・バランスの取り組みを紹介しています。また、子育てしながら働くことのできる環境整備として、保育所・学童クラブを整備・拡充するとともに、病児・病後児保育事業を拡充してきました。さらに様々な活動・分野での男女共同参画を推進し、政策・方針決定過程に多様な意見を反映させるため、区の審議会等への女性の参画促進を働きかけています。

### ④ 配偶者からの暴力に対する取り組み

男女共同参画推進センターが中心となり、講座の実施や広報媒体を通じた配偶者からの暴力防止の啓発・普及に努めています。

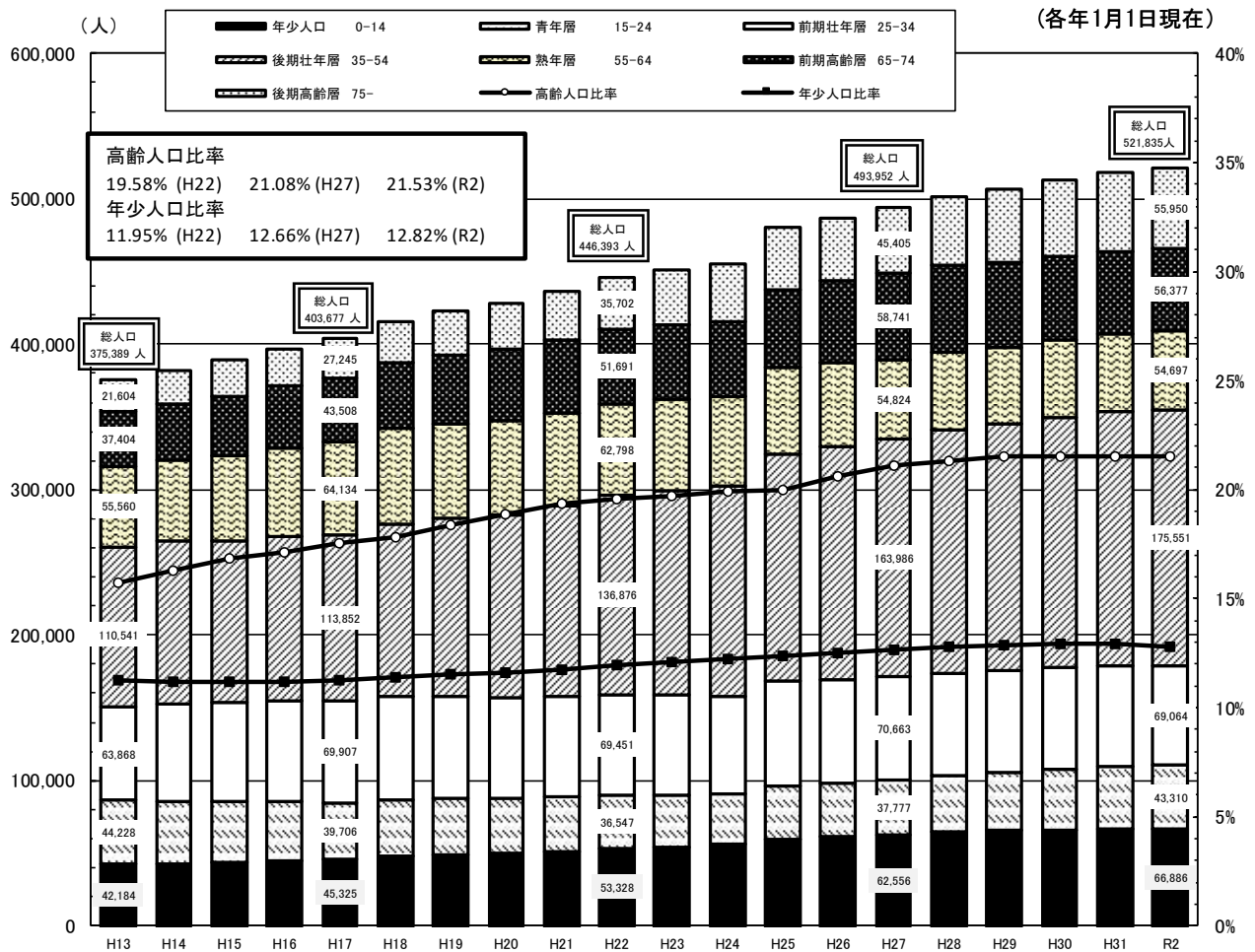
また、被害者の支援については、「女性のなやみとDV相談」、「女性のための法律相談」、保護第一課・第二課が実施している婦人相談・母子父子相談などを窓口として、区の福祉施策等の資源も活用しながら取り組んでいます。平成13（2001）年には、「女性に対する暴力問題連絡会議」を立ち上げ、被害者が安心して安全に生活できるよう、区の関係各課、警察署等関係機関との連携・調整を図っています。また、平成25（2013）年4月には江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、被害者支援をさらに充実させています。

## 2 江東区の状況

### (1) 人口の状況

近年の江東区の人口推移をみると、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年の 10 年間で 75,442 人（16.9%）、総人口が増加しています。平成 27（2015）年からの 5 年間では、過去と比べて人口伸び率は緩やかになっているものの、依然として人口増加が続いています。

図表 1 総人口及び人口構成の推移



\*平成 24 年までは外国人登録者を含まない。平成 25 年以降は外国人住民を含む。

資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

## 第2章 計画の背景

図表 2 総人口及び人口構成の推移 分析

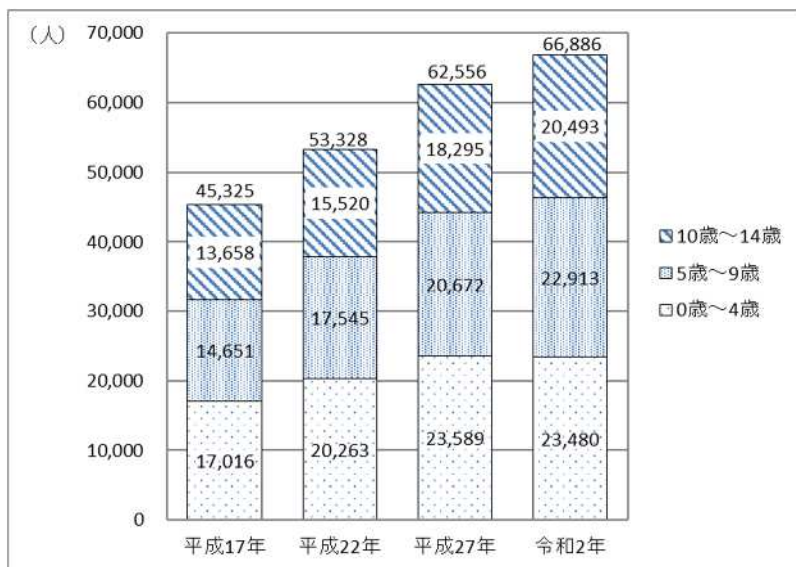
年次 年齢階層	平成17年 2005		平成22年 2010		平成27年 2015		令和2年 2020		
	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	10年間の増減
75歳以上	27,245	34.2	35,702	31.0	45,405	27.2	55,950	23.2	56.7
65～74歳	43,508	22.7	51,691	18.8	58,741	13.6	56,377	△4.0	9.1
65歳以上	70,753	26.9	87,393	23.5	104,146	19.2	112,327	7.9	28.5
高齢者人口比率	17.53		19.58		21.08		21.53		
55～64歳	64,134	13.8	62,798	△2.1	54,824	△12.7	54,697	△0.2	△12.9
35～54歳	113,852	5.3	136,876	20.2	163,986	19.8	175,551	7.1	28.3
25～34歳	69,907	13.4	69,451	△0.7	70,663	1.7	69,064	△2.3	△0.6
壮熟年層人口	247,893	9.6	269,125	8.6	289,473	7.6	299,312	3.4	11.2
壮熟年層人口比率	61.41		60.29		58.60		57.36		
15～24歳	39,706	△13.2	36,547	△8.0	37,777	3.4	43,310	14.6	18.5
0～14歳	45,325	7.9	53,328	17.7	62,556	17.3	66,886	6.9	25.4
年少人口比率	11.23		11.95	6.4	12.67		12.82		
総人口	403,677	9.2	446,393	10.6	493,952	10.7	521,835	5.6	16.9

\*平成24年までは外国人登録者を含まない。平成25年以降は外国人住民を含む。

資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

平成22（2010）年から令和2（2020）年の10年間の人口構成の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の伸びが28.5%、特に後期高齢者層の増加が顕著で56.7%となっています。しかし一方で、臨海部を中心としてファミリー形成期の転入者が多い本区特性により、壮熟年層で11.2%、年少人口でも25.4%の増加があることから、高齢者人口比率は、区全体では、21.53%となっています。

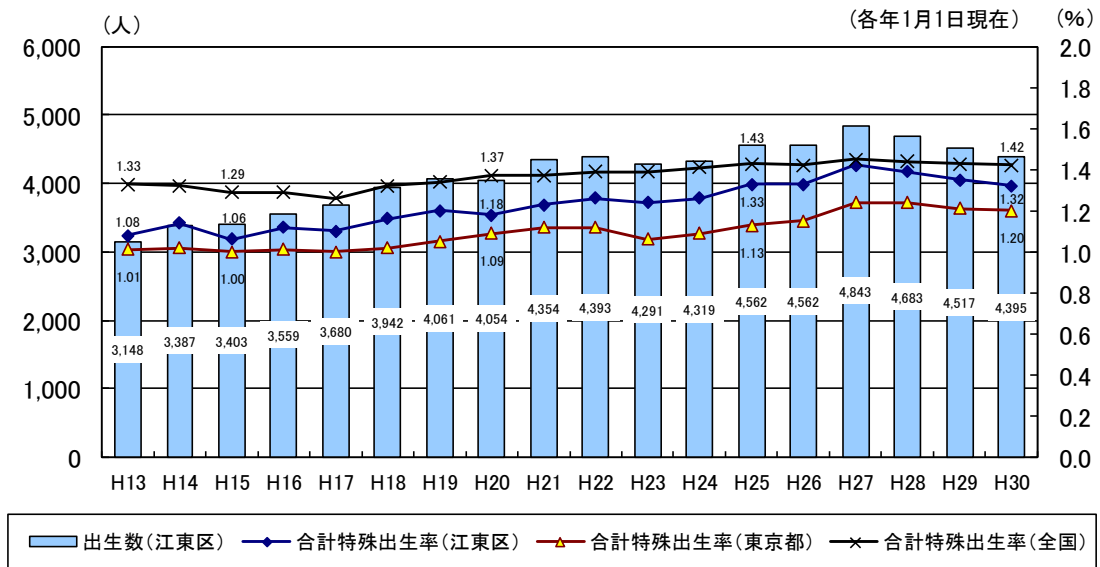
図表 3 年少人口構成の推移



年少人口構成の推移をみると、平成22（2010）年から10年で125%と大幅に増加するなかで、0歳から9歳までの未就学及び小学校低学年の児童数は一貫して概ね70%を占めています。

本区の近年の出生数は4,500人程度で推移しており、合計特殊出生率は東京都の水準よりは高く、平成30(2018)年は1.32となっています。

図表4 出生数・合計特殊出生率の推移



\*外国人登録者(平成25年以降は外国人住民)を含まない。

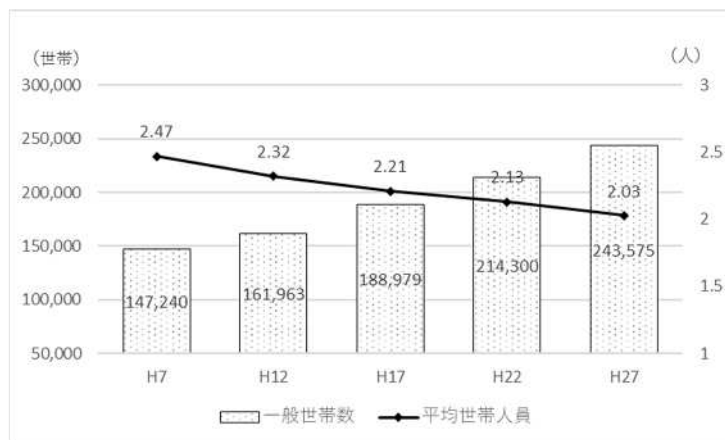
資料:東京都福祉保健局「人口動態統計」、厚生労働省「出生に関する統計」

「住民基本台帳人口調査集計表」、「保健衛生事業概要」

## (2) 世帯数の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数は急激な増加を続けており、平成7(1995)年から平成27(2015)年の20年間で96,335世帯増加しています。しかし、1世帯あたり平均人員は減少を続けており、平成27(2015)年には2.03人となっています。

図表5 一般世帯数と1世帯あたり平均人員



資料:国勢調査

## 第2章 計画の背景

世帯区分の推移をみると、特に単身世帯が急激に増加しており、平成27(2015)年には平成7(1995)年の約2.28倍となっています。

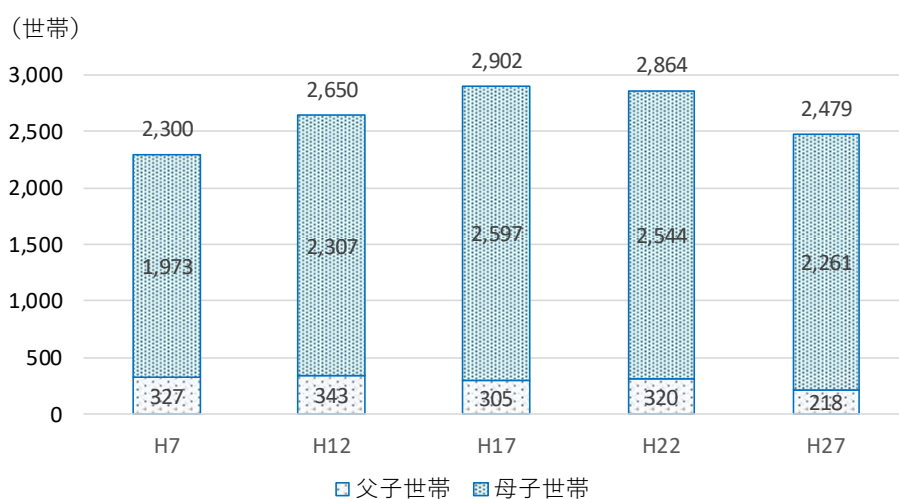
図表6 一般世帯数と世帯区分の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、平成7(1995)年以降増加傾向が見られましたが、平成27(2015)年には父子世帯及び母子世帯ともに減少しています。

図表7 ひとり親世帯数の推移



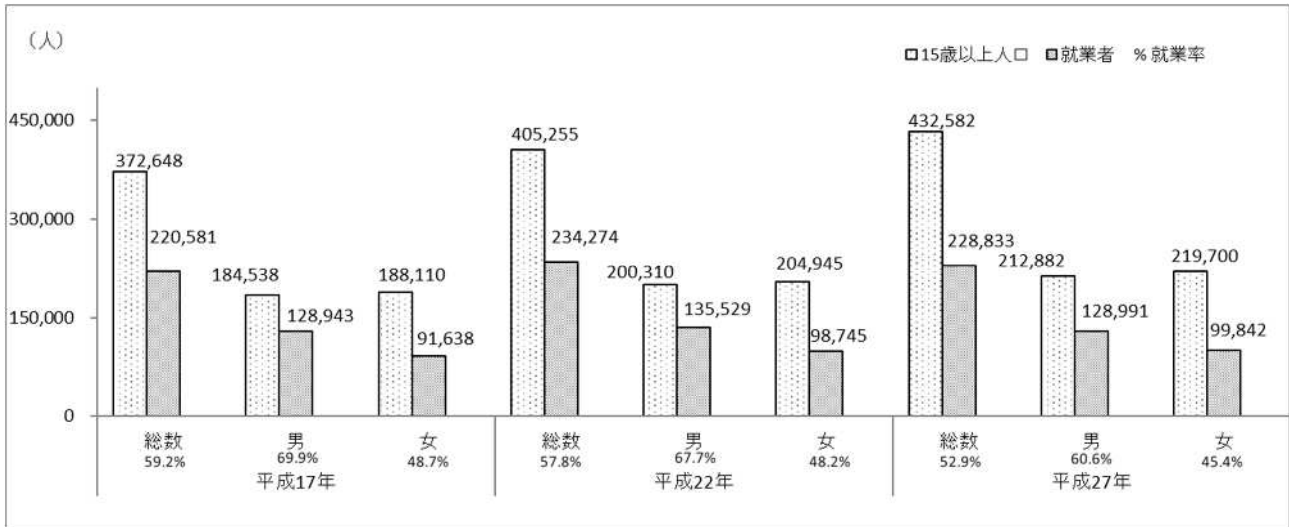
資料：国勢調査



(3) 就労の状況

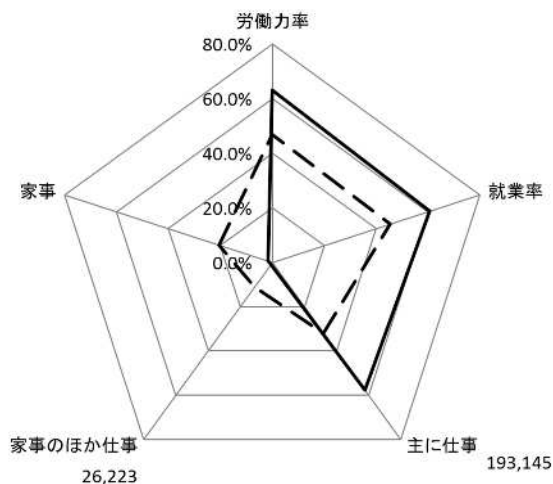
15歳以上の人口は増加している一方で、男女ともに就業率の低下が続いています。男性の就業率が平成17(2005)年の69.9%から平成27(2015)年に60.6%と9.3ポイント下落しているのに対して、女性の就業率は、48.7%から45.4%と下落幅は3.3ポイントに留まっていますが、女性の就業率は男性を大きく下回っています。

図表 8 男女別就業者数・就業率の推移



資料：国勢調査

図表 9-1 男女別就業状況（平成27年）



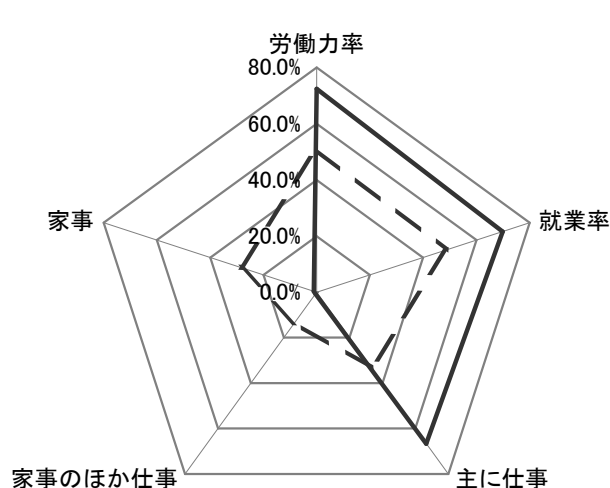
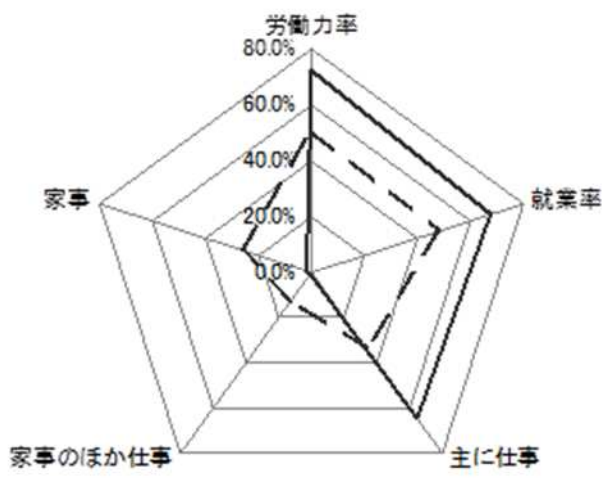
平成27(2015)年調査における男女別の就業状況をみると、女性では、国勢調査において非労働力として集計される「家事」にもっぱら従事している割合が20.6%で、就業者中の「家事的ほか仕事」の回答割合11.1%の2倍近くと多くなっています。男性では、この家事関連の回答は、両項目合わせても2.5%未満で、「主に仕事」が57.7%となっています。

## 第2章 計画の背景

平成22(2010)年、平成17(2005)年の調査結果においても同様で、女性の「家事」従事回答は減少していますが、就業率、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の割合は、増加傾向が見えず、このレーダーチャートで描かれる男女の就労に関わるバランスは、相似形で推移しています。

図表 9-2 男女別就業状況 (平成 22 年)

図表 9-3 男女別就業状況 (平成 17 年)

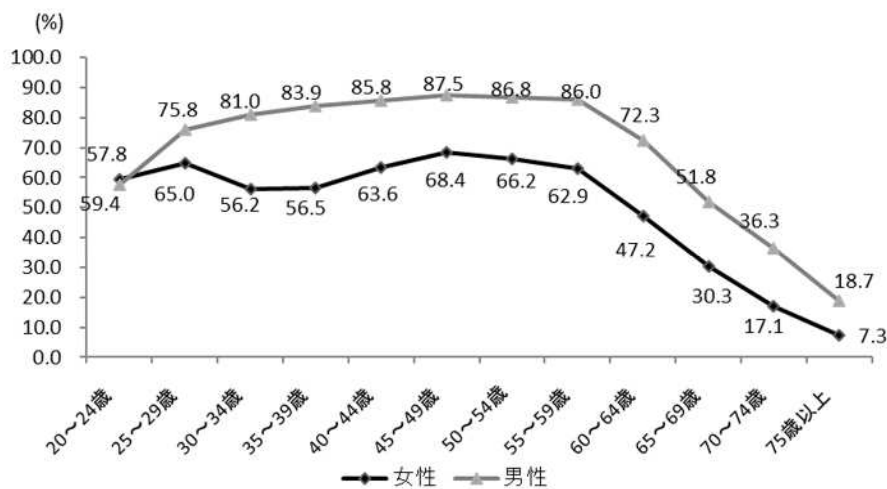


資料：国勢調査

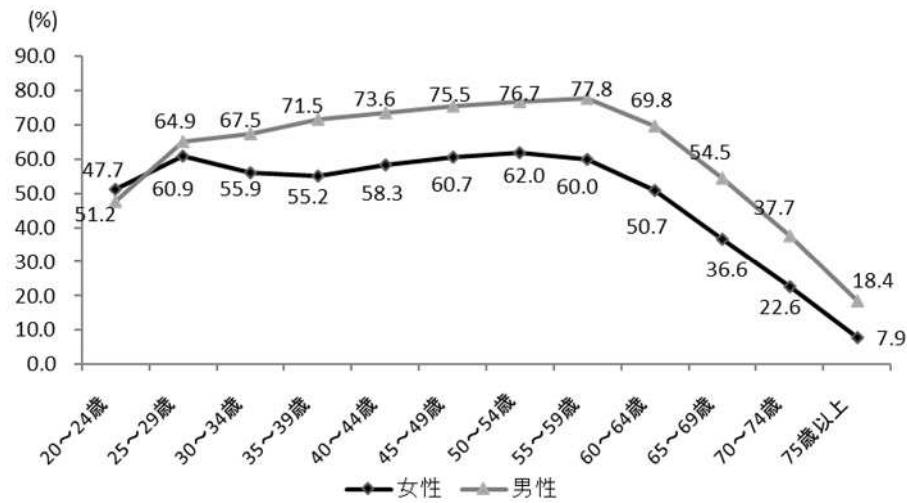
— 女 — 男

図表 10-1、10-2 で示す通り、男女別年齢階層別の就業率では、平成 17(2005)年と平成 27(2015)年を比べると、いずれの調査結果においても、男性では 20 歳代後半から 59 歳まで 6~8 割前後で一定ですが、女性は 20 歳代後半がピークで 30 歳代を底とする M 字カーブが緩やかになっています。

図表 10-1 男女別・年齢別就業率 (平成 17 年)



図表 10-2 男女別・年齢別就業率（平成27年）

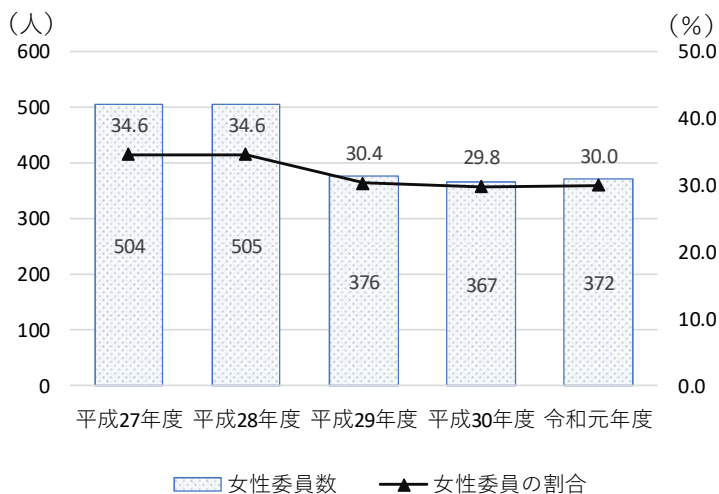


資料：国勢調査

平成17（2005）年、27（2015）年の両調査結果とも20歳代前半では男性よりも女性の就業率が高くなっています。また、27（2015）年調査では、20歳代前半の女性の就業率が17（2005）年の調査結果と比べ8.2%下がっているにもかかわらず、20歳代後半ではマイナス4.1%、30歳代前半ではマイナス0.3%と、20歳代前半から30歳代前半にかけて、下落幅は小さくなっています。また、27（2015）年調査の結果は17（2005）年調査の結果と比べ、30歳代から50歳代までの男性の就業率は平均で11.4%低下している一方、女性では平均3.6%の低下にとどまっております、男性ほどには低下していないことも注目されます。

#### （4）政策等への女性の参画状況

図表 11 審議会等における女性委員の割合の推移



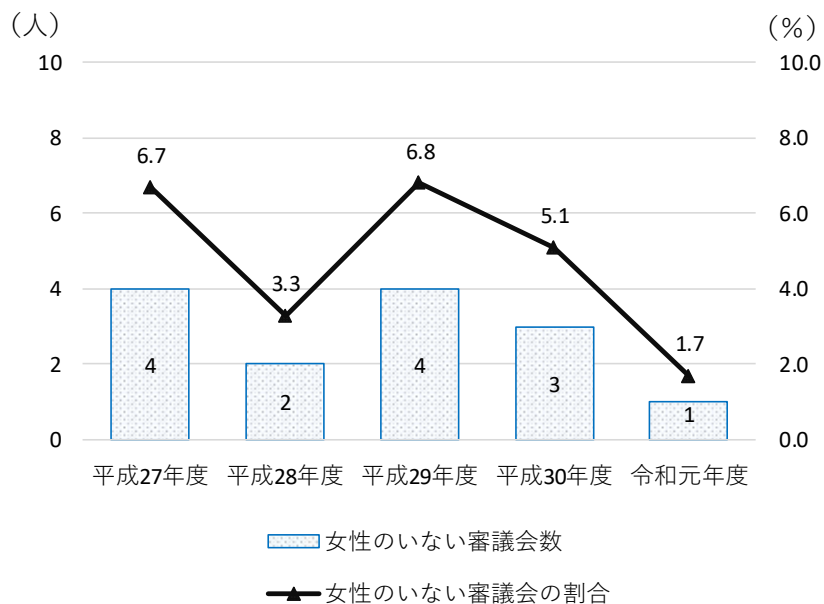
江東区の審議会等における女性委員の割合の推移は、漸減傾向がみられ、平成29（2017）年度以降は3割程度となっています。

資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書

## 第2章 計画の背景

女性のいない審議会等の割合は、平成29（2017）年度に6.8%と増加したものの、それ以降減少しており、令和元（2019）年度には1.7%となっています。

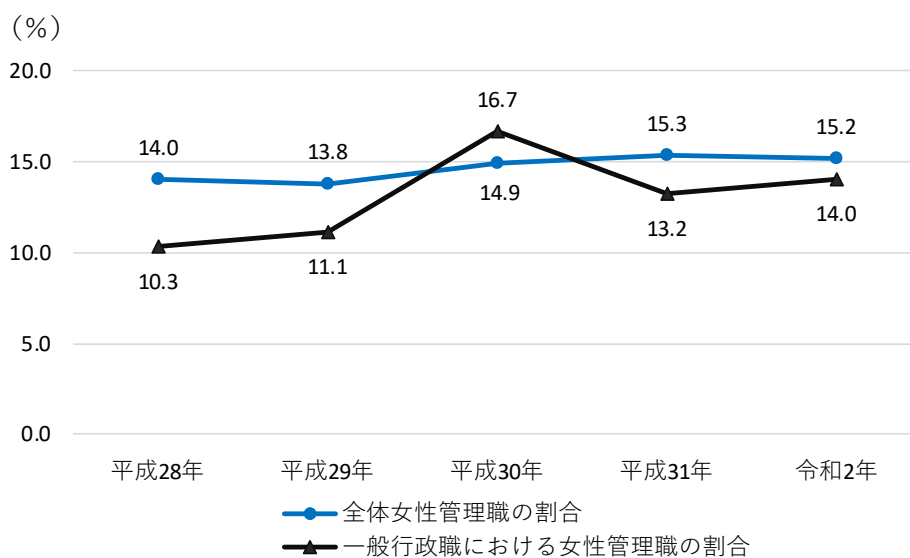
図表 12 女性のいない審議会等の割合



資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書

区の管理職（課長職以上）における女性の割合は、ほぼ横ばいとなっており、区全体で15.2%と管理職登用が進んでいない状況です。

図表 13 区の管理職（課長職以上）における女性の割合



資料：区職員課

### 3 第6次行動計画の総括

---

区では、第6次行動計画に基づき、様々な施策を実施してきました。ここでは、第6次行動計画の目標に沿って、主な成果と課題を記載します。

#### 《第6次行動計画》

##### 目標Ⅰ 男女平等の意識の向上を図ります

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりの意識づくりが欠かせません。

区では、「男女平等の意識づくり」を重点課題の一つと位置付け、男女共同参画の推進に取り組んできました。

また、「男女平等教育の推進」に向け、男女平等観を育む教育の充実を図ってまいりました。

「生涯を通じた心とからだの健康支援」については、各種講座などを通じて、性の多様性について広報・啓発を行いました。また、令和元（2019）年度には、区として初めて「性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査」（※以下「性的マイノリティ調査」）を行い、困難な経験や施策ニーズなどを把握しました。

令和元（2019）年度の「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」（※以下「区民調査」あるいは「企業（事業所）調査」）によれば、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識は減少し、区民の意識に変化は見られるものの、男女が平等だと思える区民の割合は14パーセント程度にとどまっており、依然として社会のあらゆる分野において男性優遇の意識が強いことが表れています。このため、引き続き、男女共同参画の意識啓発を効果的に実施していくことが課題となっています。

さらに、「性的マイノリティ調査」によれば、性的マイノリティに対する理解や知識不足、LGBT関連の基礎的な用語の認知度の低さが示されており、周囲へのさらなる意識啓発の推進が必要です。必要な施策としては、相談窓口の充実や職員の対応力向上などが挙げられており、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい社会の実現が求められています。

### 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します

性別・年代を問わずあらゆる区民が自分の希望通りに、仕事や家事、育児、介護、地域活動、趣味などを両立できるようにすることが重要です。

区では、「働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」を重点課題の一つとし、子育てなどで仕事を一時中断している女性に対する就労支援を実施したほか、男女共同参画推進センターにおいて各種講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行いました。

また、「仕事と育児・介護の両立支援」のために、親子が集い交流できる場を提供し、子育て不安の軽減を図りました。

しかしながら、「区民調査」によれば、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについて、希望どおりの生活を実現させている人は約 28%にとどまっています。一方、「企業（事業所）調査」では、平成 26（2014）年度調査と比べ、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加していますが、区民の生活実態から、より一層の取り組みの推進が求められています。

### 目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

家庭や職場、学校のみならず、地域や政策・方針決定過程など、あらゆる分野において、男女共同参画を推進していくことが重要です。

区では、「地域における男女共同参画の推進」に向けて、職場や地域においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的としてパルカレッジを実施しました。

また、「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」を重点課題の一つとして、審議会等への女性の参画を促進し 30%を達成しており、引き続き、女性委員のいない会議体をゼロとすること、及び全体の参画率の向上に努めています。

「区民調査」によれば、地域活動にまったく参加していない人は約 5 割を占めており、特に若年層でその割合が高くなっています。地域社会における男女の地位の平等感については、前回調査と比べ、男性優遇と感じている割合は 4 割から 3 割台半ばへと減少していますが、地域活動への参画割合が高い中高年層ほど男性優遇と感じています。

こうしたことから、区民が地域活動に参加しやすい環境の整備や支援を検討していく必要があります。

#### 目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

暴力は心身を傷つけるだけでなく、相手の尊厳を否定する行為であり、決して許されるものではありません。しかし、家庭内での暴力は周囲から気づかれにくく、被害が深刻化しやすい特性があります。

区では、「DVの防止と被害者の支援」を重点課題の一つと位置付け、男女共同参画のための広報紙「PalCato（パルカート）」において事例紹介やDVチェックリスト、相談窓口などを周知し、意識啓発を図ってきました。また、区内中学校においてデートDV防止の出前講座を実施し、若年層の意識啓発にも取り組みました。「相談窓口の充実」にあたっては、面接や電話などによる対応、法律相談などを実施してきました。

「性暴力、セクシュアル・ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援」については、性暴力被害者を対象とした相談事業を開始しました。また、高齢者や障害者への虐待に関する相談窓口の充実を図ってきました。

「区民調査」によれば、暴力を受けた時に「相談した」人は前回調査と比べると、約28%から約42%へ増加しましたが、相談先として公的機関の相談窓口や勤務先、民間の相談窓口はあまり利用されていません。配偶者等からの暴力の根絶のためには、被害者の意識を変えるための啓発を一層充実していくとともに、男女ともに被害者がいることから、適切な相談窓口の案内や区の相談窓口のあり方を検討することが必要となっています。

また、「企業（事業所）調査」によれば、職場で問題となっているハラスメントとして、パワーハラスメントが最も多く、次にセクシュアル・ハラスメントとなっています。こうしたハラスメントに対しては、防止対策が強化されていますが、公的機関の相談窓口はあまり利用されていないため、適切な情報提供と利用促進により、解決へつなげていくことが課題となっています。

#### 目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

本計画を推進するためには、区民の参画を得て、区全体で取り組むことが重要です。

区では、「推進体制の充実」に向けて、男女共同参画フォーラムなどを通じて、区民との協働・交流の充実を図ってきました。

「区民調査」において、男女共同参画社会を築くため、区が今後力を入れる施策としては、子育て支援、高齢者・障害者介護の支援、防犯に配慮したまちづくりが挙げられています。こうしたまちづくりをさらに進めていくとともに、男女共同参画にあまり関心がなかった区民にも男女共同参画推進センターやその取り組みを広め、区民や事業者、NPOなどと協働していくことも重要です。

## 第2章 計画の背景

### ■評価指標の達成状況

評価指標	策定時の現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	6次計画策定時 (平成26年度)	達成 状況	現状値 (令和元年度)	
<b>【目標Ⅰ】男女平等意識の向上を図ります</b>						
男女が平等だと思う区民の割合	16.7%	40%	13.6%	○	14.4%	
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	56.4%	70%	49.2%	▼	45.9%	
乳がん検診の受診率	25.4%	30%	24.3%	○	27.8%	
<b>【目標Ⅱ】性別によらないあらゆる活動への参画を推進します</b>						
職場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	21.4%	40%	18.6%	○	24.6%	
夫婦間の家事の役割分担 (時間比較、男性：女性)	1：2.6	1：1.5	(*1)	—	(*1)	
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	36.3%	50%	30.0%	▼	29.3%	
区の審議会等への女性の参画率	29.5%	40%	33.3%	▼	30.0%	
<b>【目標Ⅲ】仕事と生活との調和を推進します</b>						
仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合	25.2%	38%	27.4%	▼	11.0%	
「育児休業」「介護休業」を取得できなかった人の割合(*2)	育児休業	21.2%	10%	18.4%	○	14.3%
	介護休業	21.2%	10%	11.6%	○	11.1%
<b>【目標Ⅳ】異性に対するあらゆる暴力を根絶します</b>						
DV相談件数	延べ1,768件	—	延べ3,667件	—	延べ2,912件	
セクシュアル・ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	79.5%	90%	74.3%	▼	68.0%	
<b>【目標Ⅴ】行動計画を積極的に推進します</b>						
男女共同参画推進センターの認知度(*3)	30.9%	50%	30.7%	▼	27.7%	

\*1 夫婦間の家事の役割分担については、男女の時間比較による統計の取り方をやめ、「男性と女性がそれぞれ同じくらい家事を行っている」など程度の比較に変更したため、現状値がない。参考として、令和元年度の「第22回江東区世論調査」によると「女性が多く(ほとんど)の家事を行い、男性が残りの家事を行っている(又は、ほとんど行っていない)」が51.6%と最も多くなっている。

\*2 「取得できなかった人」の割合は、選択肢の「職場に休業・休暇の制度がなかった」と「周囲の事情により取得できなかった」との合計。

\*3 男女共同参画推進センターを「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」と回答した人の合計。



## 第3章 計画の内容

---

## 目標1 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

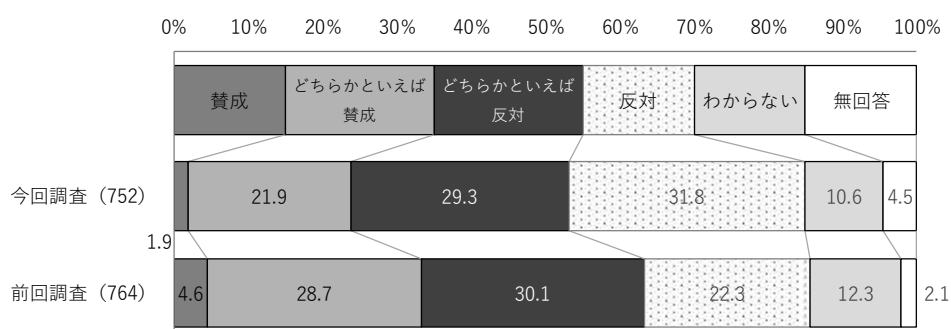
### 課題1 男女共同参画の意識づくり

男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消を図る必要があります。性別や年齢、障害の有無、国籍、価値観、ライフスタイルなどの多様性を認め合い、自分らしく生きることが重要です。

#### 《現状と課題》

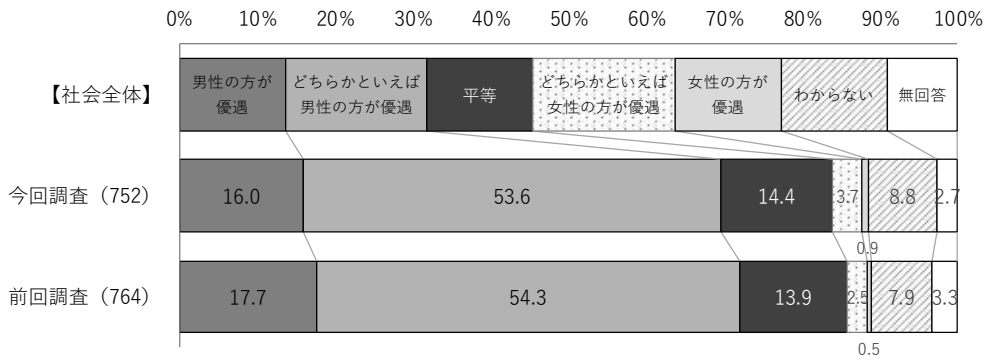
- 誰もが、その人の意欲に応じて、家庭・職場・地域などあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会をめざすことは、一人ひとりの豊かな人生を実現することにつながります。こうした社会を実現するためには、区民一人ひとりが互いの個性を尊重し合うことが欠かせません。
- 令和元（2019）年度に実施した「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」（※以下「区民調査」あるいは「企業（事業所）調査」）によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担の考え方に反対する人は6割強を占めています。平成26（2014）年度の前回調査と比べ、反対の割合は増加しているものの、依然として賛成の割合も2割強います。（図表3-1参照）また、社会全体において男女が平等だと思う区民の割合は14パーセント程度にとどまっており、依然として社会のあらゆる分野において男性優遇の意識が強いことが表れています。（図表3-2参照）
- 同じく区民調査によれば、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこととしては、「職場における上司や周囲の理解」や「夫婦や家族間でのコミュニケーション」など家庭内や周囲の意識付けに加え、「男性自身の抵抗感をなくすこと」や「男性による家事・育児に対する社会の評価を高めること」など男性自身や社会全体の意識改革が求められています。（図表3-3参照）
- こうしたことから、今後も引き続き、男女共同参画の意識啓発を進め、固定的な性別役割分担意識を解消する必要があります。加えて、性別のみならず、言語や文化の違い、性的指向や性自認等により社会的困難を抱える人にとっても生きやすい社会としていく視点が重要です。

図表3-1 あなたは、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。

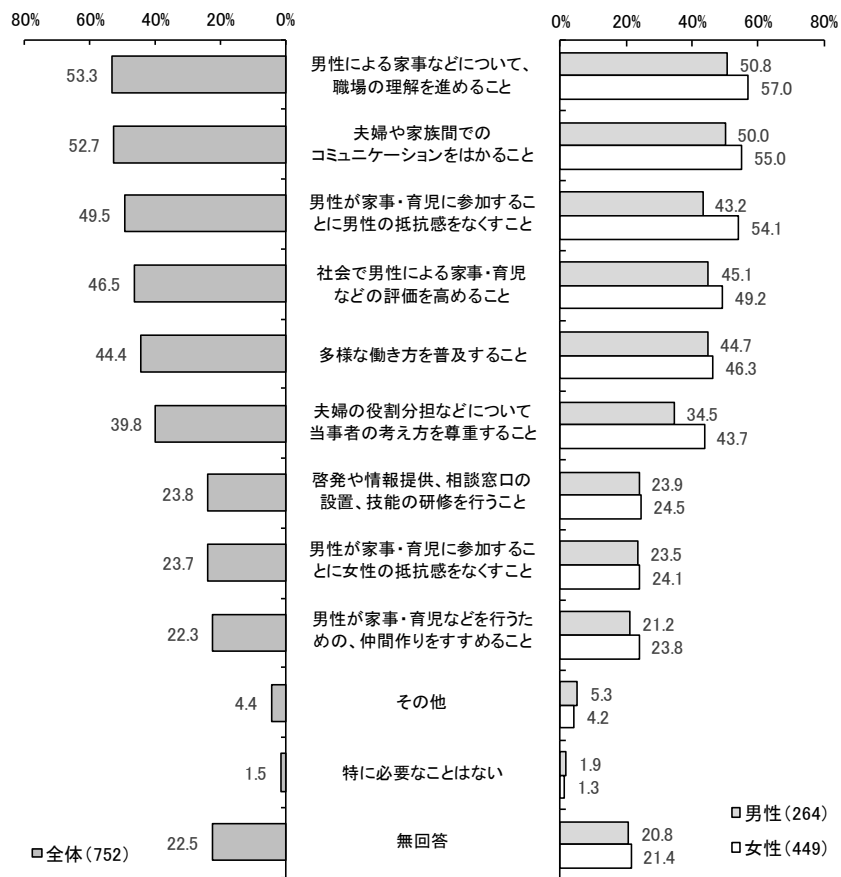


第3章 計画の内容

図表3-2 男女の地位の平等感



図表3-3 男性の家庭生活などへの参加に対して必要なこと



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男女が平等だと思える区民の割合	区民調査	14.4%	40%

**施策1 男女共同参画の意識啓発の推進**

区民の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発や、学習機会を充実します。情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 男女共同参画に関する情報提供の推進</b></p> <p>広報紙やメール、ホームページ等を通じて、固定的な性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等や男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙の発行</li> <li>・メールマガジンの発行</li> <li>・ホームページ等による情報提供・啓発</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>2 男女共同参画学習事業の推進</b></p> <p>男女平等や男女共同参画への理解を深め、家庭や地域で男女共同参画を実践する上で役立つ講座等を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	男女共同参画推進センター

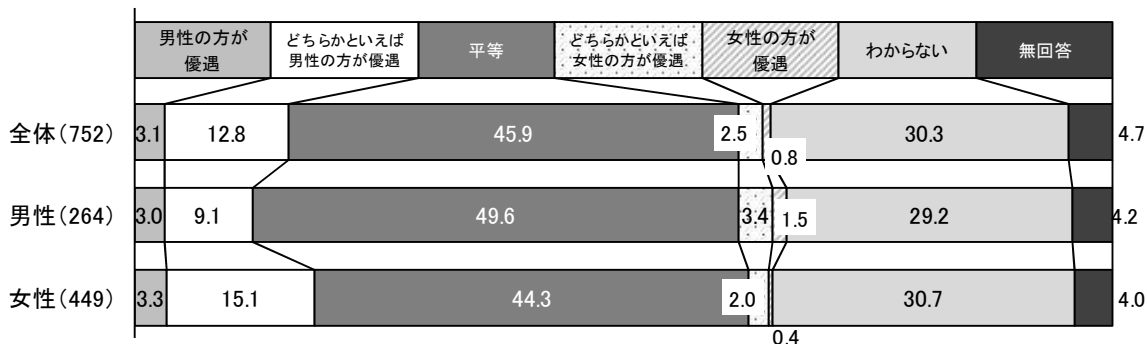
## 課題2 男女平等教育の推進

誰もが性別によって可能性が狭められることなく、個性と能力を發揮できるよう、幼少期からの家庭・学校等における男女平等教育が重要です。

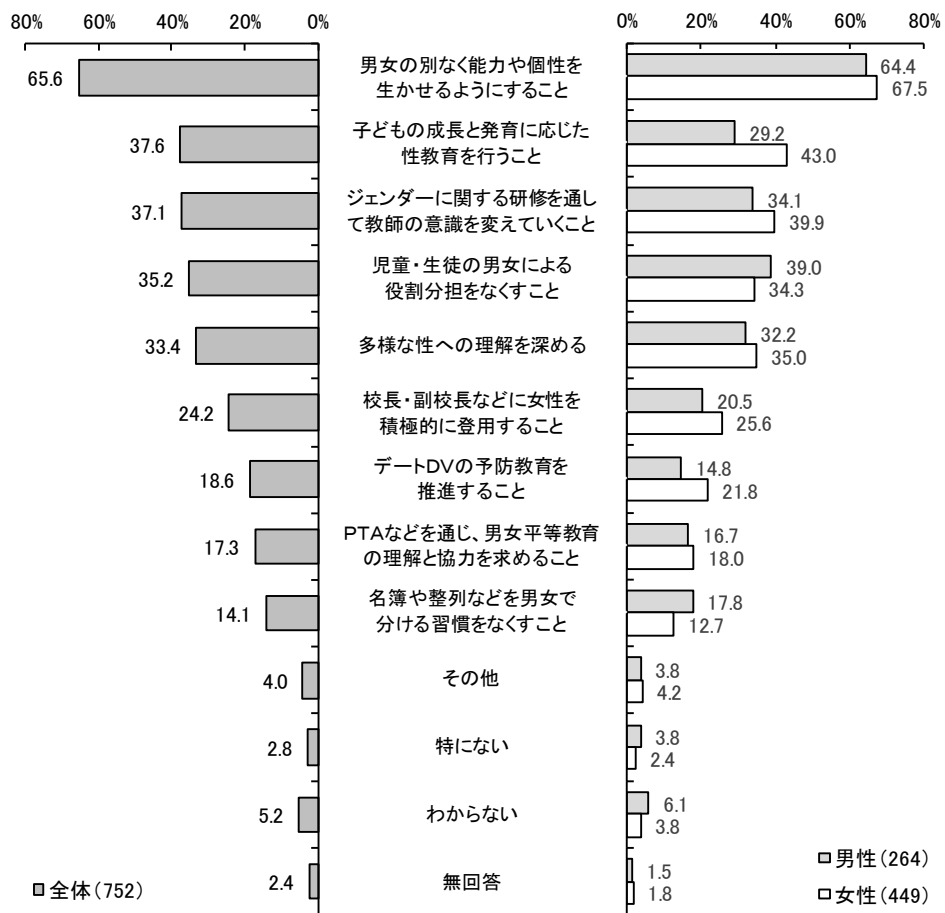
### 《現状と課題》

- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、社会全体に男女平等の意識を浸透させていくためには、幼少期から家庭や学校、地域における意識づくりが大切です。
- 本区では、男女平等教育を推進しており、男女混合名簿についても、幼稚園全園及び小学校全校で活用を図るとともに、中学校においても活用を進めています。区民調査でも、学校教育の場で男女が「平等になっている」と思う人は半数近くで、他の分野と比べ最も高くなっています。(図表 3-4 参照)
- 同じく区民調査によれば、男女平等教育において重要なこととして、「学習・生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が6割超で最も多く、次いで「こどもの成長と発育に応じた性教育を行うこと」「ジェンダーに関する研修などを通して教師自身の意識を変えていくこと」「学校生活の中で、児童・生徒の男女による役割分担をなくすこと」がそれぞれ3割超となっています。(図表 3-5 参照)
- 誰もが主体的に多様な進路や生き方を選択でき、自分らしく生きられるよう、家庭や保育所、幼稚園、学校において、男女平等や男女共同参画について学び、実感できるような環境づくりが引き続き重要です。

図表 3 - 4 男女の地位の平等感 (学校教育の場)



図表3-5 男女平等教育において重要なこと



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	区民調査	45.9%	70%

## 施策2 家庭における男女平等教育の推進

こどもたちが、性別にかかわらず、お互いを尊重し、個人の能力や個性に合った生き方を選択できるよう、幼少期から親や保護者を通じて、男女平等や男女共同参画の考え方に触れる機会をつくれます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 家庭教育に関する学習機会の提供</b></p> <p>講座・講演会など、家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、親や保護者等がこどもに男女平等や男女共同参画について教えることを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育講演会</li> <li>・地区家庭教育学級</li> <li>・幼児の親の家庭教育学級</li> <li>・幼児の道徳性育成研修会</li> <li>・小・中学生の親の家庭教育学級</li> <li>・年長児の親の家庭教育学級</li> <li>・男女共同参画に関する出前講座</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	<p>地域教育課 指導室 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 家庭教育相談の推進</b></p> <p>家庭における教育の悩み・問題を受け止め、男女平等や男女共同参画の視点に配慮しながら、解決に導く場の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育相談事業</li> </ul>	<p>教育センター</p>



### 施策3 保育園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

こどもたちが多くの時間を過ごす保育園・幼稚園・学校生活の場において、男女平等や男女共同参画の考え方を学び、実感できるよう、教職員や保育士の意識を高め、学習・生活・進路指導等に活かします。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 職員研修の的確な実施</b></p> <p>教職員・保育士が固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を持ってこどもたちを指導できるよう、適切な研修の実施に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育担当者研修</li> <li>・幼稚園・小・中学校教員研修</li> </ul>	<p>保育計画課 指導室</p>
<p><b>2 男女平等観を育む学習内容や指導方法の的確な実施</b></p> <p>こどもたちが学習・生活面において男女平等観を育むことを支援するため、適切な学習内容や指導方法による実施に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等の視点に立った各教科等の指導の実施</li> <li>・学校生活における固定的性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し</li> <li>・個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供</li> </ul>	<p>指導室 各図書館</p>
<p><b>3 男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施</b></p> <p>こどもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、進路や職業を選択できるよう、指導を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究会、進路指導主任研修会等での啓発</li> </ul>	<p>指導室</p>
<p><b>4 男女平等の視点にたった教育相談の実施</b></p> <p>性別にとらわれず、こどもの個性をより望ましい方向に伸ばすため、スクールカウンセラー等が指導助言を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーによる教育相談</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>	<p>教育支援課</p>

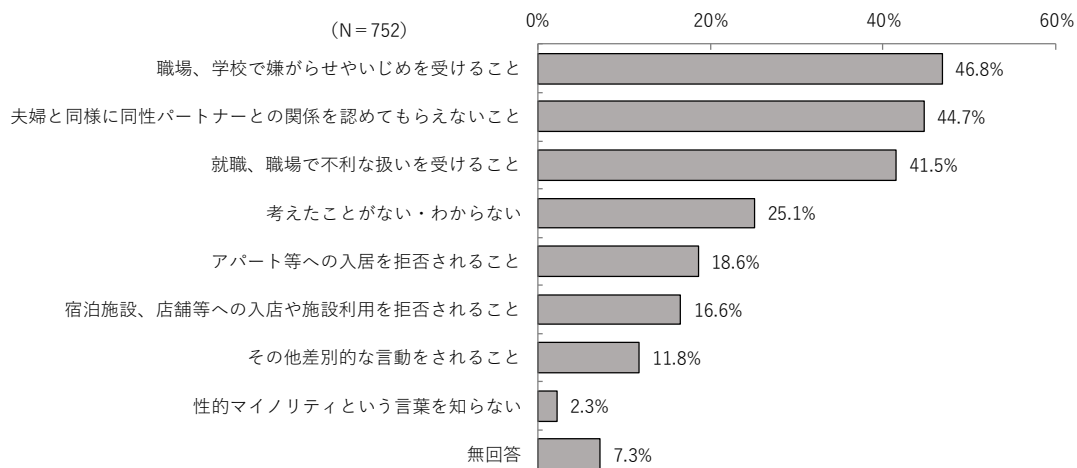
### 課題3 多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援

一人ひとりが性の多様性を尊重するとともに、人生100年時代において生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることが重要です。

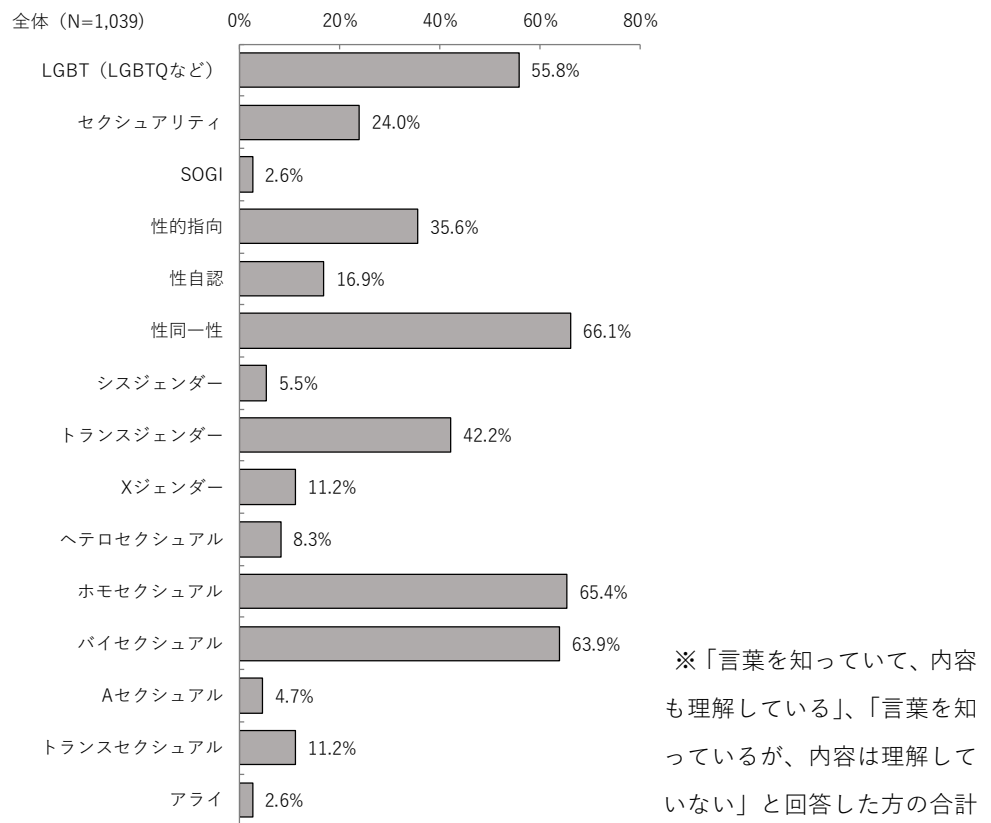
#### 《現状と課題》

- 社会の大多数をしめる男女の性別のみならず、性的マイノリティについての正しい理解を促し、社会全体で多様性を尊重する意識を育むことが重要です。また、健康寿命の延伸のために、生涯にわたる健康支援が一層重要となっています。
- 区民調査によれば、性的マイノリティに関する問題として、職場や学校での嫌がらせやいじめ、同性パートナーが夫婦と同様の扱いでないこと、就職や職場での不利な扱いが上位に挙げられており、現在、性的マイノリティに対する偏見や差別、社会制度上の不利益があると認識されています。（図表3-6参照）
- また、令和元（2019）年度に実施した「性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査」（※以下「性的マイノリティ調査」）においては、LGBT関連の基礎的な用語について内容を理解している人は半数を下回っており、さらなる意識啓発の推進が必要です。まずは性的マイノリティについて知ることを通じて、理解を促すことが課題です。さらに、今後必要な施策としては、電話や対面による相談窓口の充実、対応する教員や区職員の研修・教育などが上位に挙げられており、性的マイノリティやその家族等を周囲や地域全体が受け入れるための環境づくりが求められています。（図表3-7、3-8参照）
- 生物学的観点からみると、女性と男性には身体的機能の違いがあり、特に、女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があります。こうした男女の身体的性差に応じて、こどもを産む・産まないにかかわらず、生涯を通じて適切な健康管理ができるよう健康の保持・増進を図ることが必要です。

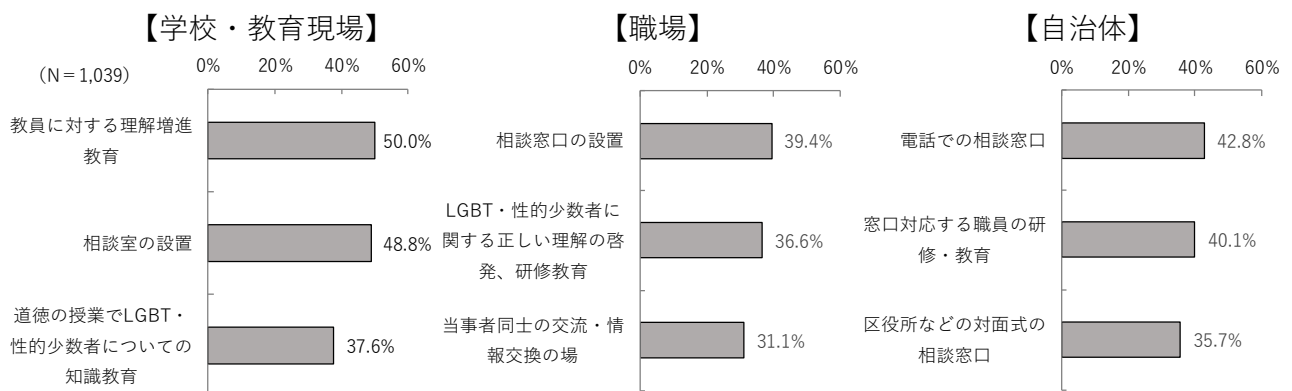
図表3-6 性的マイノリティ（LGBT等）に関する現在の問題



図表 3-7 L G B T 関連用語の内容理解率



図表 3-8 学校・職場・地域での施策の必要性 (上位3位まで)



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合	区民アンケート	46.3%	80%

#### 施策4 性的マイノリティについての理解の促進

性的指向や性自認によらず、一人ひとりの個性を尊重するため、当事者や家族など周囲の人への情報提供や相談対応に加え、生涯学習や学校教育、区報等による情報提供や学習機会を通じて、区民の性的マイノリティに対する理解を深めます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 性的少数者（性的マイノリティ）についての意識啓発</b></p> <p>性的少数者に関する情報提供や学習機会を通じ、理解を促進し、差別や偏見を解消します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座・講演会の開催</li> <li>・ 学校における出前講座</li> <li>・ 性的少数者理解の促進</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター 人権推進課</p>
<p><b>2 様々な性を尊重する教育の実施</b></p> <p>学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における性教育の推進</li> <li>・ 学校における性的少数者（性的マイノリティ）に関する教育の推進</li> </ul>	<p>指導室</p>

## 施策5 心とからだの健康支援

ライフステージごとに変化する心身の状態に応じて健康を支援するため、健康診査や検診を継続して実施します。また、妊娠・出産期における母子の安全と健康管理を支援します。さらに、性別にかかわらず、家庭、地域、職場など日常生活において、一人ひとりが取り組む健康保持・増進活動を支援するとともに、心の健康づくりを推進します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 性別・年代等に応じた健康診査・検診等の推進</b></p> <p>疾病の予防や、年代に応じた健康管理を支援するため、健康相談や健康診査・検診等を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談（診査）事業</li> <li>・乳がん検診</li> <li>・子宮頸がん検診</li> <li>・生活習慣病予防健診</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	<p>健康推進課 各保健相談所 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 妊娠・出産期における健康支援の推進</b></p> <p>妊娠・出産期における心身の健康を支援するため、健康診査・検診を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査</li> <li>・妊婦歯科検診</li> <li>・ゆりかご面接</li> <li>・母親栄養相談事業</li> <li>・新生児（産婦）訪問指導</li> <li>・乳幼児健診</li> <li>・両親学級 育児学級 育児相談等</li> </ul>	<p>保健予防課 各保健相談所</p>
<p><b>3 心の健康づくりの推進</b></p> <p>区民の心の健康づくりを支援し、自殺予防対策を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健相談</li> <li>・子育て相談 心の発達相談</li> <li>・ゲートキーパー研修</li> </ul>	<p>各保健相談所 保健予防課</p>

## 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します

### 江東区女性活躍推進計画（課題4～課題7）

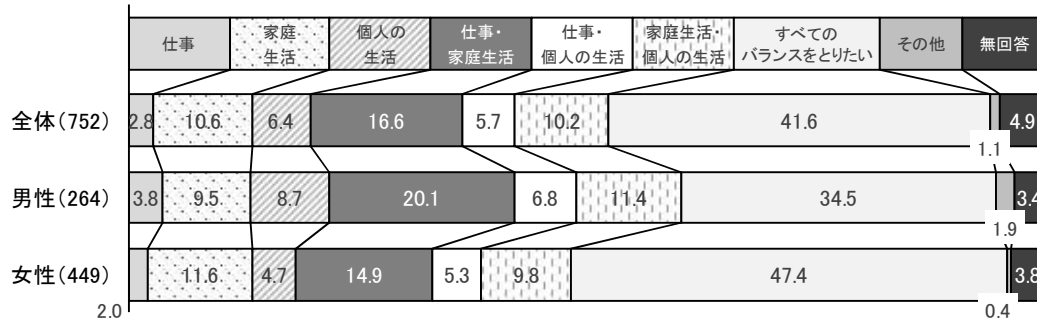
#### 課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

性別にかかわらず積極的に家事や子育て、介護などを担い、男女がともに自ら希望するバランスで職場・家庭・地域での生活を充実できるようにすることが重要です。

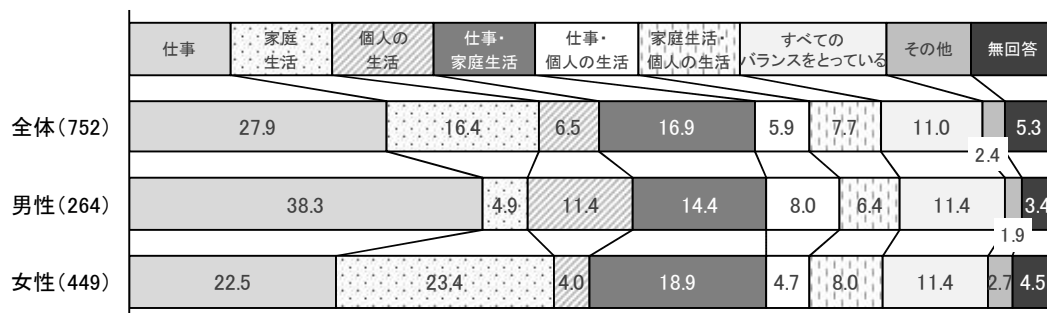
##### 《現状と課題》

- 本計画において、目標Ⅱおよび目標Ⅲは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する推進計画として位置付けています。本法は、就業を希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすものであり、性別にかかわらず、多様な生き方や働き方の実現につながるものです。全国的に人口減少局面にある中、将来の労働力を確保し、持続可能な成長を実現するために、女性の力を最大限に発揮することが課題となっています。
- 本区では、第6次行動計画において、「働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」を重点課題の一つとし、女性に対する就労支援やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、子育てや介護支援などを推進してきました。
- しかし、区民調査によれば、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについて、理想としては、すべてのバランスをとりたいという回答が4割ですが、それが実現できている人は約1割にとどまっています。現実には、男性は仕事、女性は仕事あるいは家庭生活を優先している状況です。（図表3-9、3-10参照）育児休業を取得したことのある男性は依然として少なく3.4%となっており、家庭生活における夫婦の役割分担としては、家事や育児、介護の大半を妻が担っている実態があります。（図表3-11、3-12参照）
- 区民の一人ひとりがライフステージに応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するためには、性別や年齢を問わずあらゆる区民が自分の希望通りに、仕事や家事、育児、介護、地域活動、趣味などを両立できるようにすることが重要です。

図表 3-9 職業生活・家庭生活の時間の優先度（希望）



図表 3-10 職業生活・家庭生活の時間の優先度（現実）



図表 3-11 育児休業の利用経験

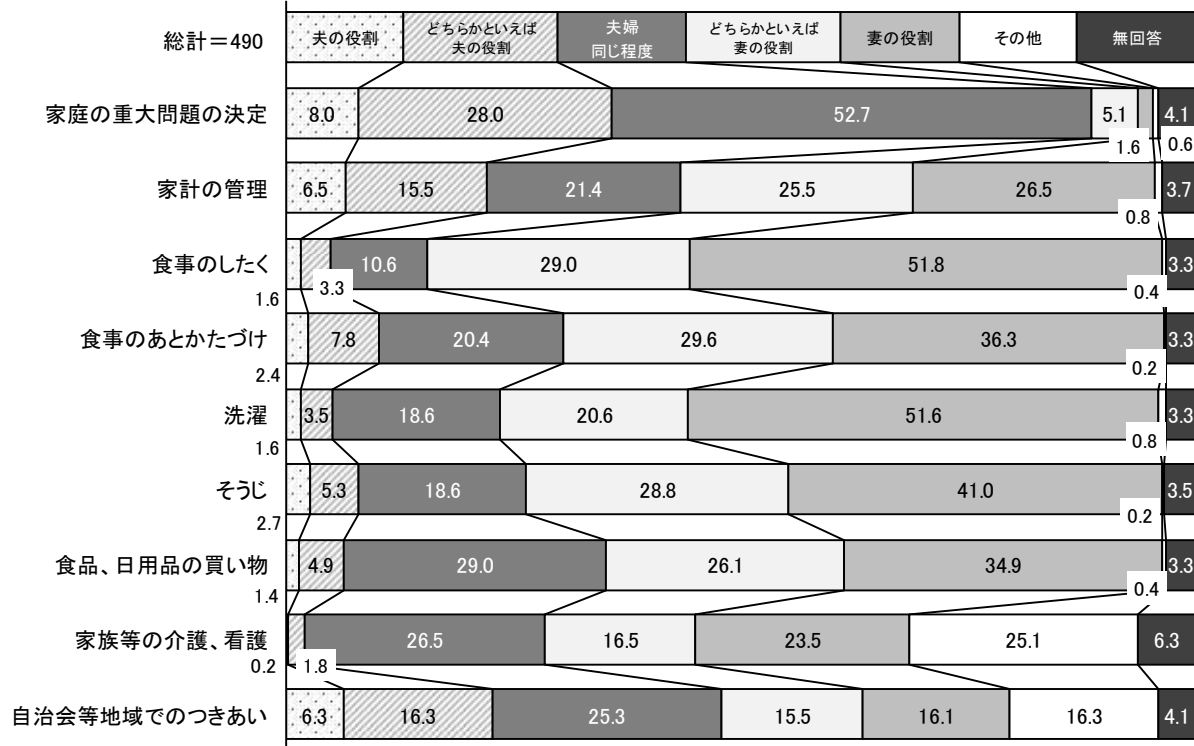
	合計人数	取得したことがある	在職中に必要がなかった	職場に制度がなかった	取周囲の事情などにより	経済的支援がない	有給休暇で対応した	配偶者の取得により	その他	無回答	『取得したことがない』
全体	462	15.2	33.1	11.7	2.6	1.7	1.9	2.8	18.8	12.1	72.7
男性	176	3.4	31.8	19.9	4.5	1.7	5.1	7.4	15.3	10.8	85.8
女性	267	23.6	34.5	7.1	1.5	1.5	0.0	0.0	20.6	11.2	65.2

※単位：%

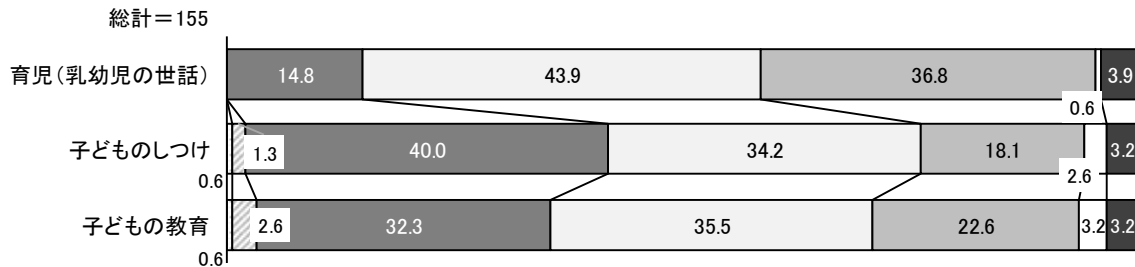
※『取得したことがない』 = 100% - 「取得したことがある」 - 「無回答」

第3章 計画の内容

図表3-12 夫婦の役割分担の実態



■ 以下は、お子さん(中学生以下)がいる方にうかがいます。



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することが出来ていると答えた区民の割合	区民アンケート	53.4%	80%



## 施策6 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに家事や子育て、介護などを担い合うことができるよう、生涯学習機会を通じて、子育てや介護に関する知識や技術の習得を支援します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 男性を対象とする情報提供、相談、学習の場の充実</b></p> <p>男性が仕事中心の生き方を振り返り、家庭や地域での生活に眼を向けるきっかけをつくるため、学習・交流機会の充実を図り、悩みを他人に打ち明けられない傾向がある男性向けの相談事業を検討します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談事業の検討</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>2 男性の育児・介護休業の取得促進</b></p> <p>男性の育児・介護休業の取得促進に向けて情報提供を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙を通じた情報提供</li> <li>・ホームページ等での情報提供</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>3 男性に対する育児への参画促進</b></p> <p>男性が父親としての自覚を持ち、積極的に子育てに関われるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級</li> <li>・家庭教育講演会</li> <li>・父親講座</li> <li>・児童館行事への父親の参加促進</li> </ul>	各保健相談所 地域教育課 こども家庭支援課 男女共同参画推進センター
<p><b>4 男性に対する介護への参画促進</b></p> <p>男性が家族介護の担い手として活躍できるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者家族介護教室</li> </ul>	地域ケア推進課

**施策7 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発**

自分自身の働き方を見直す機会を持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性について広報・啓発していきます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発</b></p> <p>各種講座やセミナーを通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義やメリットなどを紹介するなど、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座・セミナーの実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>

**施策8 子育て支援の充実**

家庭生活と仕事の両立支援に向け、多様なニーズに対応した保育サービスの提供、ひとり親家庭への支援を行うとともに、子育てに関する相談や情報提供を通じて、子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 働きながら子育てする人の支援</b></p> <p>子育てによってキャリアを中断したくない人のために、保育サービスの充実を図り、継続就労を支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園の整備</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・学童クラブの整備</li> <li>・緊急一時保育事業</li> <li>・認可外保育施設保護者負担軽減事業</li> <li>・私立学童クラブ運営助成</li> <li>・私立保育所の運営助成</li> <li>・保育室・家庭福祉員への運営助成</li> <li>・認証保育所への運営助成</li> <li>・放課後こどもプラン</li> <li>・ファミリーサポート事業の充実</li> </ul>	<p>保育計画課 保育課 地域教育課 こども家庭支援課</p>

取り組み内容	関係する所管
<p><b>2 ひとり親家庭への支援</b></p> <p>ひとり親家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、様々な取り組みを実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び父子相談</li> <li>・母子生活支援施設の活用</li> <li>・高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金</li> <li>・自立支援教育訓練給付金</li> </ul>	保護第一・第二課
<p><b>3 子育て中のリフレッシュ支援</b></p> <p>子育て中でも、様々な活動に積極的に参加できるよう、支援体制を整備します。また、家族等からの子育ての協力を得にくい人に相談・交流の場を提供するなど、子育て孤独感の解消に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフレッシュひととき保育</li> <li>・子育てひろば事業</li> <li>・非定型一時保育の実施</li> </ul>	こども家庭支援課 保育計画課 保育課
<p><b>4 子育てに関する相談・講座の実施</b></p> <p>こども家庭支援センターにおいて相談や各種講座を実施し、子育ての悩みや不安を軽減します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する相談事業</li> <li>・子育てに関する各種講座の実施</li> </ul>	こども家庭支援課

### 施策9 介護者支援の充実

高齢社会において、親や配偶者など家族の介護を担う人は増加することが考えられ、家族を介護する側のワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担感や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 家族介護者への支援の実施</b></p> <p>家族の介護を行う人の負担を軽減し、家庭生活、仕事等を両立できる環境を整えます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者家族介護教室</li> <li>・ 生活支援型ショートステイ事業</li> <li>・ 有償家事援助介護サービス</li> <li>・ 緊急一時保護の実施</li> <li>・ 介護保険に関する相談支援</li> <li>・ ミドルステイ事業</li> </ul>	<p>地域ケア推進課 長寿応援課 障害者支援課 介護保険課</p>

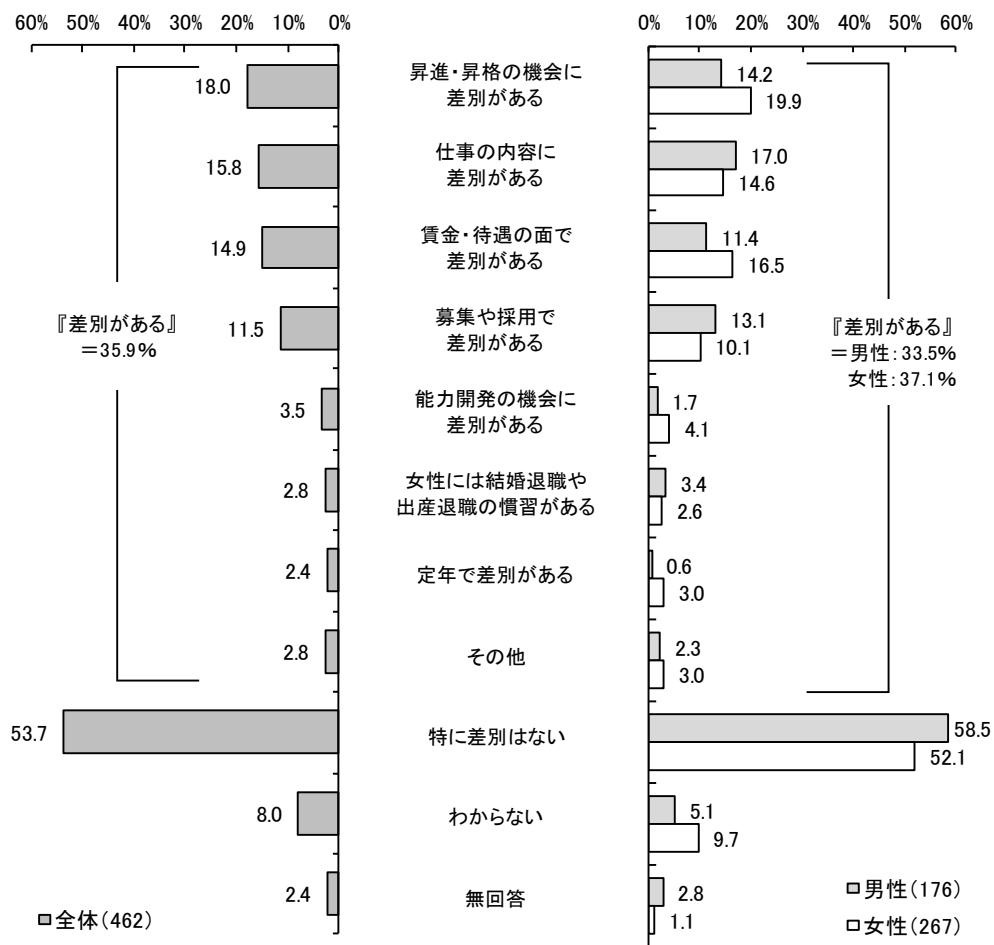
## 課題5 働く場における男女共同参画の推進

働くことを希望する人が、性別にかかわらず能力を発揮できる社会の実現と、働きやすい職場づくりを進めていくことが重要です。

## 《現状と課題》

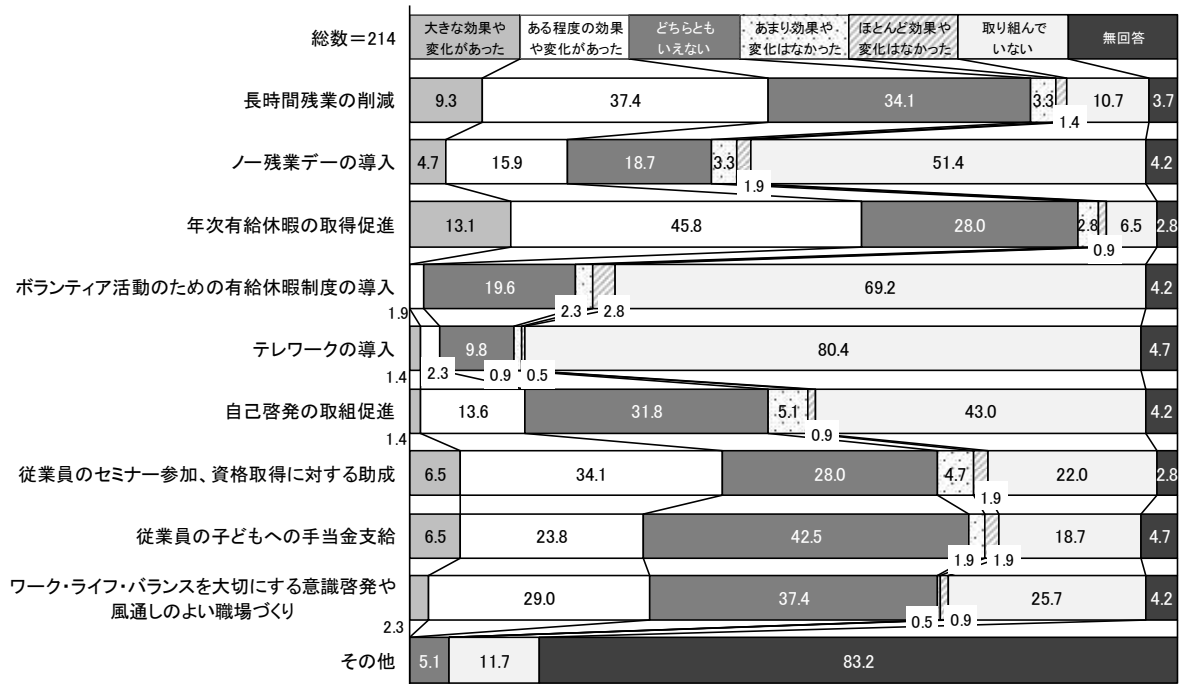
- 就業により生活の経済的基盤を確保することは、自己実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要です。
- 女性の年齢別就業率をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを示しています。(図表 10-1、10-2 参照)
- 区民調査によれば、区民が働く職場において、昇進・昇格の機会、仕事の内容、賃金・待遇の面、募集や採用など何等かの差別があるという回答が3割を超えています。(図表 3-13 参照)
- 企業（事業所）調査によれば、平成 26（2014）年度の前回調査と比べ、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加しており、取り組みのうち一定の効果があったものとしては、「年次有給休暇の取得促進」「長時間残業の削減」が上位に挙げられています。また、ワーク・ライフ・バランス推進の効果として、従業員の健康保持、従業員の満足度や仕事への意欲の高まり、有能な人材の確保などが実感として示されています。(図表 3-14、3-15 参照)
- こうしたことから、働く場における男女間の均等な機会や待遇を確保するとともに、働くことを希望する女性の就業を支援することが求められます。また、従来の長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、区民や事業者へ情報提供や働きかけを行い、誰もが働きやすい職場としていくことが必要です。

図表3-13 職場における男女差別



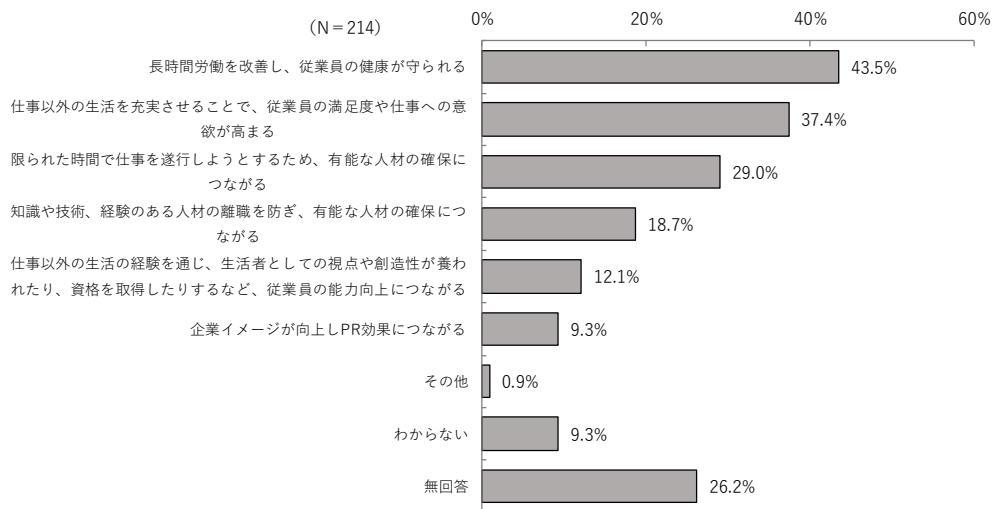
※『差別がある』 = 100% - 「特に差別はない」 - 「わからない」 - 「無回答」

図表3-14 ワーク・ライフ・バランス推進のための取り組み



※『効果や変化があった』＝「大きな効果や変化があった」＋「ある程度の効果や変化があった」  
 ※『効果や変化がなかった』＝「あまり効果や変化がなかった」＋「ほとんど効果や変化はなかった」

図表3-15 ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んだ効果



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
職場における男女差別が無い割合	区民調査	53.7%	80%

### 施策10 職場の男女共同参画に関する情報の提供

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、区内の事業所や労働者に向けて男女共同参画に関する法制度などの情報提供を行います。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 職場の男女平等・男女共同参画の推進に関連する情報の提供</b></p> <p>区内の企業や労働者に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの情報提供を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等を通じた情報提供</li> </ul>	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 男女がともに働きやすい職場の事例の紹介</b></p> <p>仕事と育児・介護の両立支援制度や女性の管理職を増やすポジティブ・アクションなどの好事例を紹介します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等を通じた情報提供</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>



## 施策 11 女性の活躍推進

働く場における女性の活躍を推進するため、子育てなどでキャリアを中断した女性を対象とし、再就職や起業など多様な働き方の実現に向けて、個人にニーズに応じた相談体制を充実し、職業能力向上を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援</b></p> <p>子育てのため、仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナー等の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職準備セミナー</li> <li>・こうとう若者・女性しごとセンターにおける就労支援の実施</li> <li>・ハローワークとの共催事業</li> <li>・東京しごとセンターとの連携</li> </ul>	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 起業の支援</b></p> <p>起業をめざす女性に向けた創業支援セミナー等の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援セミナー、相談、資金融資</li> </ul>	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>3 女性活躍推進協議会の設置</b></p> <p>女性活躍推進に関する取り組みが効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会の設立を検討します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区関係所管と民間事業者との情報共有、連携を進める基盤形成を図る</li> </ul>	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>

### 施策12 企業に対する働きかけ

性別にかかわらず能力を発揮でき、働きやすい職場づくりに向け、区内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などを情報提供するとともに、男女の賃金格差や昇進・昇格の格差の問題などについて意識啓発を行います。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進のメリットや先進事例などを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、企業に対する実効性のある支援策を検討し、実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業への情報提供</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進事業</li> <li>・育児休業・介護休暇等の取得促進に向けた企業への働きかけ</li> </ul>	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>

## 目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

### 課題6 地域における男女共同参画の推進

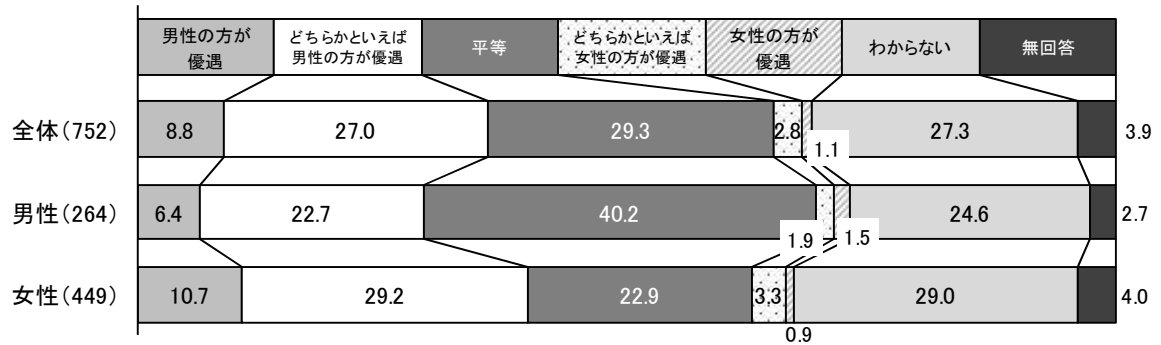
働き方の見直しなども合わせて、多様な年代の誰もがさらに地域活動に参画しやすい条件や環境を整える必要があります。

#### 《現状と課題》

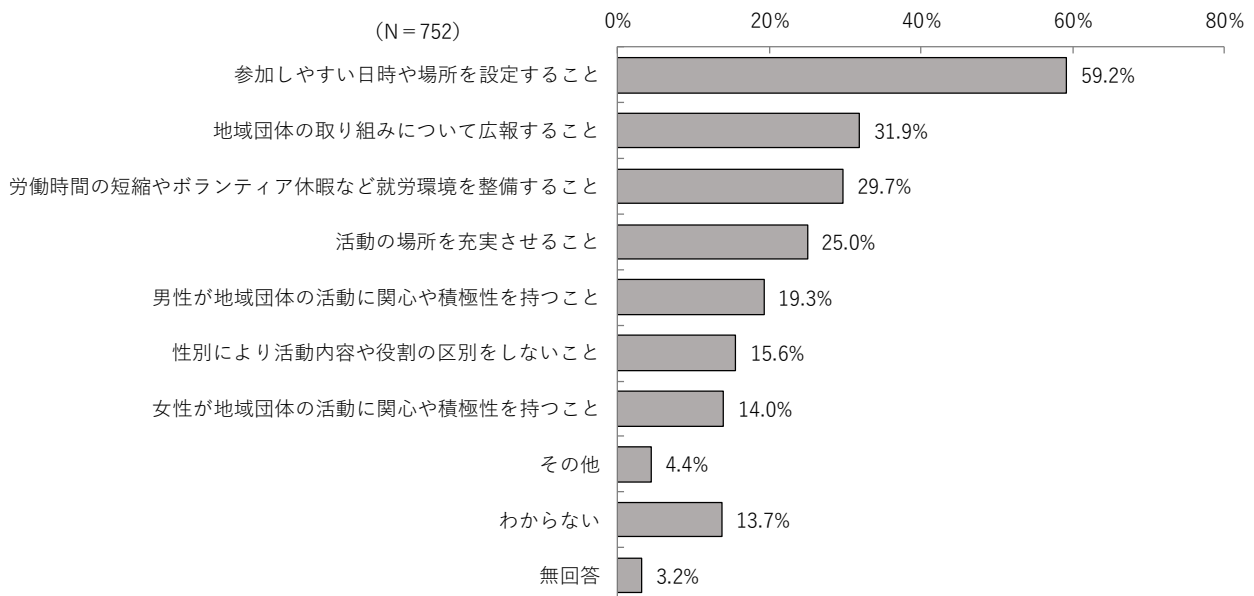
- 全国的に地域活動の担い手の確保や高齢化が課題となっており、複雑化・多様化する地域の課題やニーズに対応するためには、性別や年齢など多様な人材が必要とされています。
- 区民調査によれば、地域活動にまったく参加していない人は約5割を占めており、特に若年層でその割合が高くなっています。地域社会における男女の地位の平等感については、男性優遇と感じている割合は全体では3割台半ばですが、女性では4割近くに達しています。(図表3-16参照)
- また、男女とも地域活動に参加しやすくするためには、参加しやすい日時や場所の設定が約6割で最も多く、次いで広報、就労環境の整備が挙げられています。(図表3-17参照)
- こうしたことから、区民が地域活動に参加しやすい環境の整備や支援を検討していく必要があります。近年災害が多発しており、こうした災害の発生は市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、平常時から、まちづくりや防災について、男女共同参画の視点から考えていくことが重要です。

第3章 計画の内容

図表 3 - 16 男女の地位の平等感（地域社会）



図表 3 - 17 男女とも地域活動に参加しやすくするため必要なこと



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	区民調査	29.3%	50%

**施策 13 地域活動における男女共同参画の推進**

身近な暮らしの場である地域の活動に、性別や年代にかかわらず多様な人が参画できるよう、情報提供やきっかけづくり、参画しやすい環境を整えます。特に、女性の意識や行動改革を促すための学習機会の充実や女性リーダーの育成を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 地域活動参加のきっかけづくり</b></p> <p>働き盛りの女性・男性や、定年を迎えた団塊の世代、家庭で育児に専念する方などが地域活動に参加するきっかけとして、情報提供や学習・交流の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画学習事業</li> <li>・パルカレッジ</li> <li>・シニア世代地域活動あと押し事業</li> <li>・老人クラブ</li> <li>・一時保育/派遣一時保育の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター 長寿応援課</p>
<p><b>2 地域活動を担う女性リーダーの育成</b></p> <p>地域活動を担う女性のリーダーを育成します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パルカレッジ</li> <li>・男女共同参画フォーラム</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>

**施策 14 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進**

区民主体のまちづくりに関するワークショップや、行政の計画づくりの過程において、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の参画を推進します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 まちづくりに男女共同参画の視点を活かすしくみづくり</b>                      まちづくりワークショップなど区民が主体となってまちづくりを進める場に女性が参画することを促進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営・防災訓練などへの女性の参画促進</li> <li>・ユニバーサルデザインまちづくりのワークショップの開催</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	防災課 まちづくり推進課 男女共同参画推進センター
<p><b>2 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進</b>                      男女共同参画の視点を盛り込み、地域防災計画を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進</li> </ul>	防災課

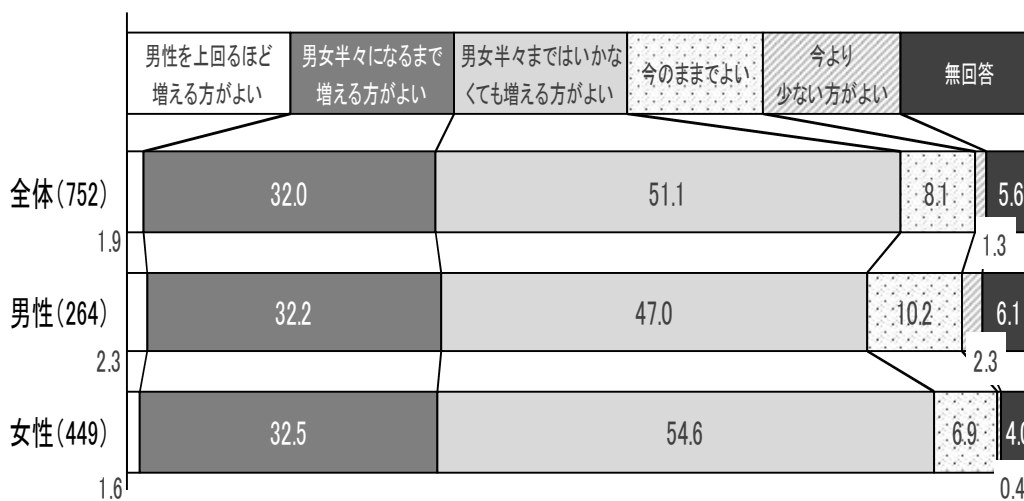
## 課題7 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

多様な視点に立って区政を考えていくため、女性の参画を進めるとともに、誰もが参画しやすい環境づくりが重要です。

## 《現状と課題》

- 政治・経済・社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、少子化や人口減少、価値観の多様化などに伴う社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる豊かで活力ある社会の実現につながります。
- 本区の審議会等における女性委員の参画率は平成24年以降3割を超えていましたが、令和元年には30.0%で、東京23区平均や都内平均を下回っています。
- 区民調査によれば、区議会や審議会など政策決定の場への女性の参画について、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」が約半数で、「男女半々になるまで増える方がよい」と合わせて8割以上が女性の参画が進むことを希望しています。（図表3-18参照）
- こうしたことから、区の審議会等における女性の参画をさらに進め、女性・男性の双方の視点に立って区政を考えていく必要があります。また、性別にかかわらず参加しやすい会議運営の方法を検討するなど、政策・方針決定過程に参画しやすい環境づくりを進めることも重要です。

図表 3 - 18 政策決定の場への女性の参画に対する考え方



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
区の審議会等への女性の参画率	進捗状況調査	30.0%	40%



**施策 15 区の審議会等への女性の参画推進**

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、区の審議会等において女性の積極的な登用を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 審議会等への女性の参画促進</b></p> <p>区の審議会等における女性委員の参画状況を調査し、特に女性委員がいない審議会等に関しては、各所管に対し、『0から1』への働きかけを行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内各所管課への働きかけ</li> <li>・審議会等における男女別の参画状況調査の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>

## 目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

### 江東区配偶者暴力対策基本計画（課題8）

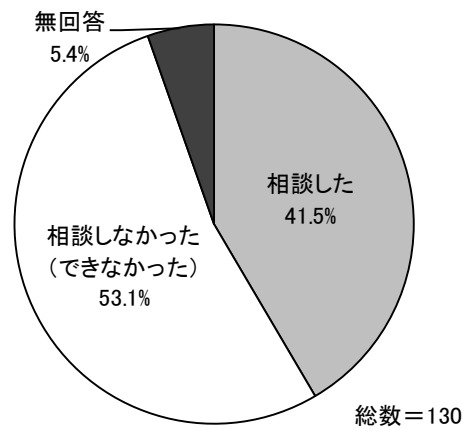
#### 課題8 DVの防止と被害者の支援

地域全体で暴力の根絶をめざすとともに、相談から自立支援まで一貫した被害者支援に取り組む必要があります。

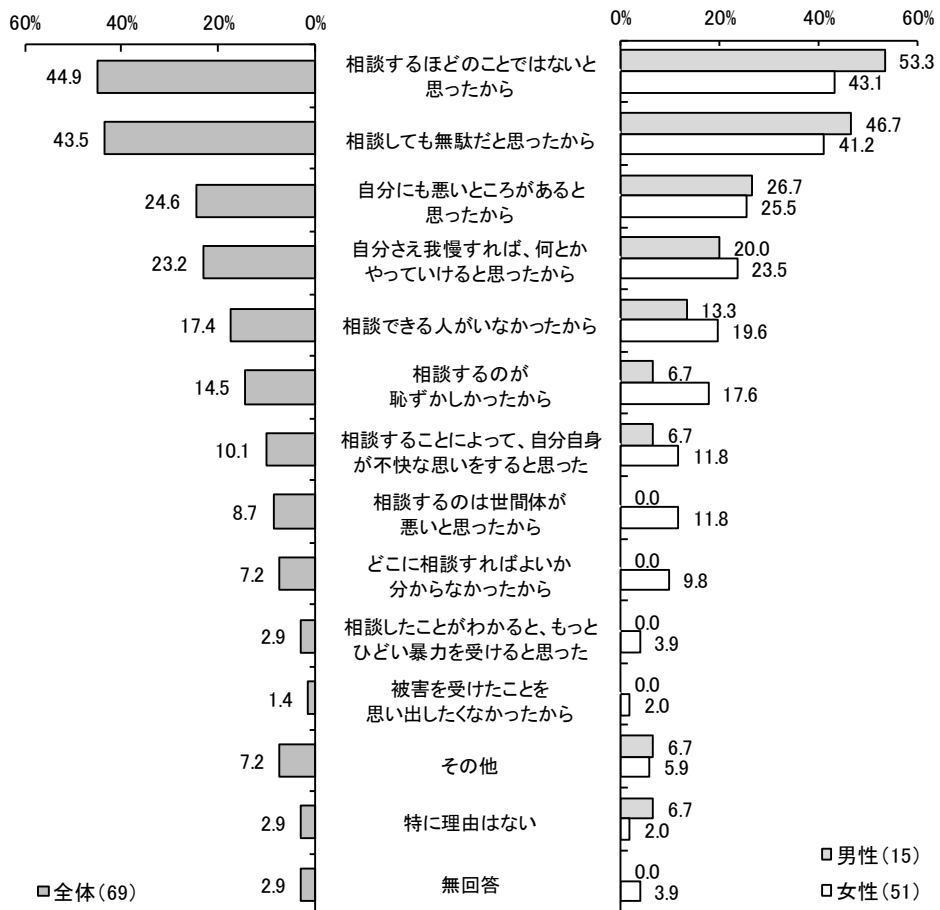
##### 《現状と課題》

- 本計画の目標Ⅳ（課題8）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。
- 配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力（以下、DV）は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。家庭内で起こることが多いため、周囲から気づかれにくく、問題の解決を難しくしています。また、その家庭に子どもがいる場合、子どもの人格形成への影響、子ども自身への虐待が問題となり、DV被害者とその子どもも含めた対応が必要となります。コロナ禍にあっては、生活の変化やストレスによって、DVや虐待のリスクが高まっていると言われています。
- 区民調査によれば、これまでに配偶者等から身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けたことがある人は約2割で、このうち、暴力を受けた時に「相談しなかった（できなかった）」人は半数を超えています。相談しなかった（できなかった）理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」がそれぞれ4割程度となっており、DVが当事者間の問題として、なかなか表面化しにくい実態が表れています。（図表3-19、3-20参照）
- 同じく区民調査によれば、暴力防止や被害者支援のために必要な対策としては、被害者のための相談や避難場所の充実が上位となっているほか、特に女性では、被害者の自立のための支援策の充実が多く挙げられています。（図表3-21参照）
- さらに、若年層では、交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっており、引き続きDVの未然防止や潜在的な被害者への対応、相談窓口の充実、自立への支援等を推進していく必要があります。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層への意識啓発を進めることが重要です。
- このように、暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しないという意識を地域全体に広めるとともに、被害者に対して相談から自立支援まで切れ目ない支援を継続していく必要があります。

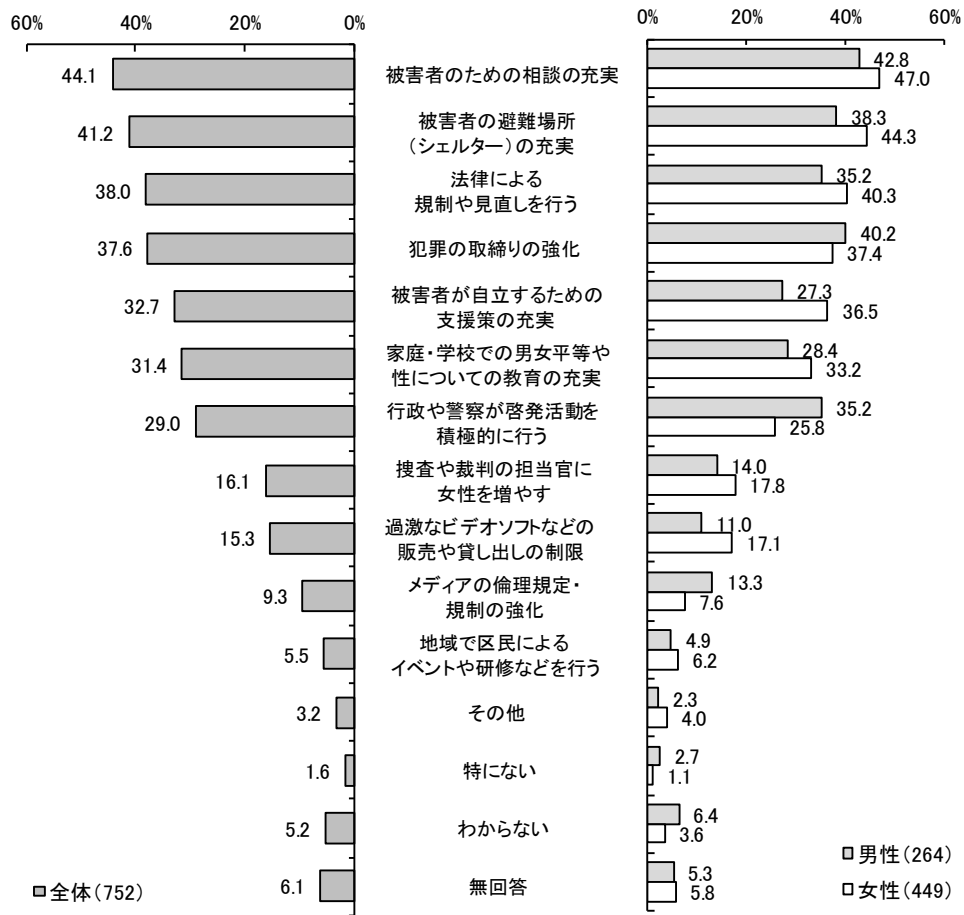
図表3-19 暴力を受けたときの相談の有無



図表3-20 相談しなかった・できなかった理由



図表3-21 暴力防止や被害者の支援のために必要な対策



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
DV相談窓口を知っている区民の割合	区民アンケート	28.3%	70%

**施策 16 暴力を許さない地域づくり**

区民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、地域全体であらゆる暴力の根絶をめざします。また、交際相手からの暴力（デート DV）防止に向け、若年層の意識啓発にも取り組みます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 区民に対する情報提供・啓発の推進</b></p> <p>様々な機会や情報提供の手段を通じて、男女間の暴力被害が人権侵害であることを周知し、啓発活動を進めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙での情報提供</li> <li>・ ホームページでの情報提供</li> <li>・ 講座・講演会の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 若い世代を対象とした予防教育の実施</b></p> <p>デート DV を予防するため、学校・PTA と連携しながら、若い世代のデート DV 防止に向けた意識啓発を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレットの配布などによる意識啓発</li> <li>・ デート DV 防止の出前講座の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター 指導室</p>

### 施策 17 相談窓口の充実と安全の確保

相談から自立まで切れ目ない支援ができるよう、関係各所と連携しながら取り組みます。被害者やその子ども等が問題を抱え込まないように、相談窓口を充実し周知を図るとともに、被害者等やその子ども等の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制を整備します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 配偶者暴力相談支援センター機能の推進</b></p> <p>相談から自立まで一貫した支援ができるように、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者支援をさらに推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の専門研修によるスキルアップ</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 相談窓口の充実</b></p> <p>被害者やその子どもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のなやみと DV 相談</li> <li>・女性のための法律相談</li> <li>・男性相談事業の検討</li> <li>・婦人・母子・父子・家庭相談</li> <li>・児童虐待相談</li> <li>・相談窓口に関する情報提供</li> <li>・高齢者、障害者虐待に関する相談、精神保健相談、人権相談</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター 保護第一・第二課 子ども家庭支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 各保健相談所 人権推進課</p>
<p><b>3 被害者および子どもの安全の確保</b></p> <p>被害者の緊急一時保護や住民票等の閲覧・交付の制限、区の関係部署、警察等の関係機関との連携などにより、被害者やその子どもの安全確保を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急一時保護施設の活用</li> <li>・子ども、高齢者、障害者の一時保護</li> <li>・住民票等の写しの閲覧・交付の制限</li> <li>・就学、転校時の適切な対応</li> </ul>	<p>保護第一・第二課 子ども家庭支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 区民課 学務課 指導室</p>

**施策 18 自立に向けた支援**

被害者の新たな生活を支援するため、経済的基盤の確立、就労の場の確保、住まいやこどもの養育などの生活基盤の確保など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行う体制を整えます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 生活支援の充実</b></p> <p>被害者がいち早く新たな生活に移行できるように、きめ細かな生活支援を実施していきます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の実施</li> <li>・母子及び父子福祉資金の貸付</li> <li>・生活困窮者自立相談等支援事業</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	<p>保護第一・第二課 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 就労支援の充実</b></p> <p>被害者が早期に自立生活を始められるように、各種給付金支給や就労に関する相談やセミナーなどの支援を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金</li> <li>・高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金</li> <li>・東京しごとセンターとの連携</li> <li>・就職・起業支援セミナー</li> </ul>	<p>保護第一・第二課 男女共同参画推進センター 経済課</p>

**施策 19 人材の育成**

被害者が安心して相談できるよう、相談員の専門的能力を高めるとともに、窓口で対応する職員等に研修を行い、職員の意識向上を図り、二次被害を防止します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 職員等の育成</b></p> <p>職員・相談員、窓口対応の職員等の育成を図ることによって、被害者への対応を充実させるとともに、職員の不適切な対応による二次被害を防止します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する一般研修の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>

**施策 20 関係機関との連携**

あらゆる暴力の根絶に向け、幅広い連携・協力体制を整備し、被害者一人ひとりの状況に応じた実効性のある支援体制を整えます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 女性に対する暴力問題連絡会議の実施</b></p> <p>庁内各課の担当者との連絡会議を定期的を開催することにより、情報共有を図るとともに、関係各課、関係機関との連絡調整を行います。また、研修会、講演会、ケース会議も随時実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力問題連絡会議の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 関連する支援機関等との連携</b></p> <p>警察や東京都の配偶者暴力相談支援センターとの緊密な連携を図り、相談機能やその他の援助機能の支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する支援機関等との連携</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>



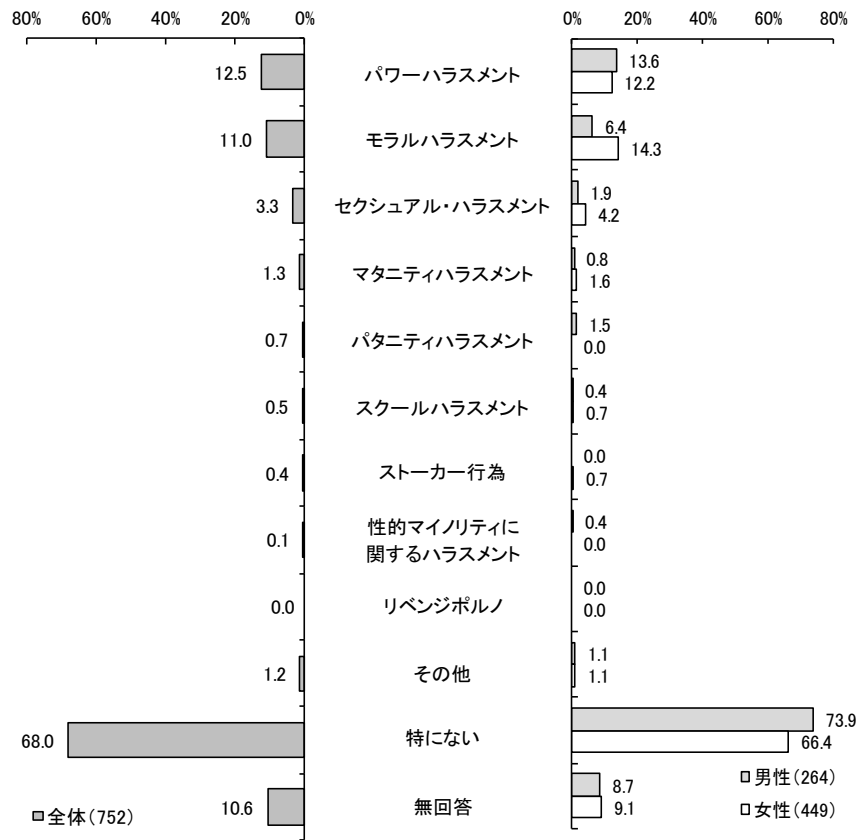
## 課題9 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

あらゆる情報媒体や機会を活用した意識啓発に加え、個々のケースに応じて柔軟に相談や支援を展開する必要があります。

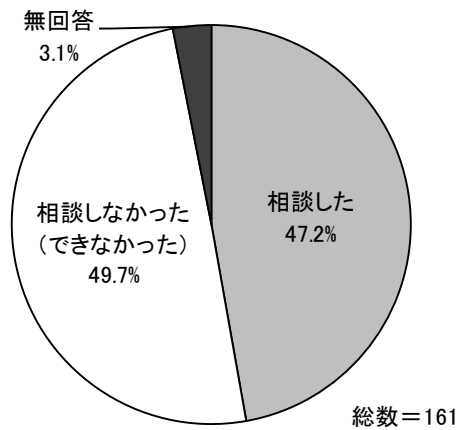
## 《現状と課題》

- DVだけでなく、ハラスメントやストーカー行為、児童・高齢者・障害者への虐待も重大な人権侵害です。世界的にはSNSを中心にセクシュアル・ハラスメントや性暴力など性被害の経験を告発する「#MeToo」運動が話題を呼び、女性に対する暴力の問題が改めて浮き彫りにされました。
- 区民調査によれば、過去1年以内に職場・学校・地域・家庭などで何らかのハラスメント等を受けた経験がある人（「特にない」と「無回答」以外）は約2割で、ハラスメント等を受けた時に「相談しなかった（できなかった）」人は約半数に上っています。（図表3-22、3-23参照）
- 女性活躍推進法の一部改正（令和元年6月）に伴い、職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務となるとともに、相談したことなどを理由とする不利益取扱いの禁止など、セクシュアル・ハラスメント対策も強化されています。
- 女性や、児童・高齢者・障害者など脆弱な状況にある人々に暴力が向けられることのないよう、引き続き、あらゆる情報媒体や機会を活用した意識啓発のほか、個々のケースに応じた相談や支援を柔軟に展開していく必要があります。

図表3-22 ハラスメント等を受けた経験



図表3-23 ハラスメント等を受けたときの相談の有無



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	区民調査	68.0%	90%

**施策 21 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援**

性暴力や様々なハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラルハラスメント等）などを防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発に取り組みます。また、性暴力被害者のための相談にも対応していきます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 ハラスメントなどの防止に向けた啓発</b></p> <p>様々な情報媒体や機会を活用して、ハラスメント等の防止に関する講座の実施、相談機関の情報提供など啓発活動の充実に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙での情報提供</li> <li>・ ホームページでの情報提供</li> <li>・ 講座・講演会の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター 人権推進課</p>
<p><b>2 性暴力被害者への相談の実施</b></p> <p>性暴力被害者に対する相談を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談事業の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>

**施策 22 虐待の早期発見・救済**

児童・高齢者・障害者への虐待を防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発、相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保のため早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な支援に努めます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 児童・高齢者・障害者への虐待防止の啓発</b></p> <p>様々な情報媒体や機会を活用するとともに、キャンペーン活動などを通して、啓発活動の充実に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙での情報提供</li> <li>・ ホームページでの情報提供</li> <li>・ 講座・講演会の実施</li> <li>・ キャンペーン活動の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p> <p>こども家庭支援課</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>障害者支援課</p> <p>人権推進課</p>
<p><b>2 児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実</b></p> <p>児童・高齢者・障害者への虐待についての相談窓口を充実し、一人ひとりに合わせた柔軟な支援を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども家庭支援センター</li> <li>・ 長寿サポートセンター（地域包括支援センター）</li> <li>・ 障害者虐待防止センター</li> </ul>	<p>こども家庭支援課</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>障害者支援課</p>
<p><b>3 職員・相談員等の育成</b></p> <p>相談業務のさらなるレベルアップを目指し、職員・相談員等に対して専門研修の実施、充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員、相談員に対する研修の実施</li> </ul>	<p>こども家庭支援課</p>
<p><b>4 関係機関との連携</b></p> <p>区内の関係各課、関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークの強化を図ることによって、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見・救済、支援ができる体制の確立を目指します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の実施</li> <li>・ 健診・相談等の事業における予防・早期発見</li> <li>・ 地域自立支援協議会</li> <li>・ 長寿サポートセンター地域連携会議</li> </ul>	<p>こども家庭支援課</p> <p>各保健相談所</p> <p>障害者支援課</p> <p>地域ケア推進課</p>

## 目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

### 課題10 推進体制の充実

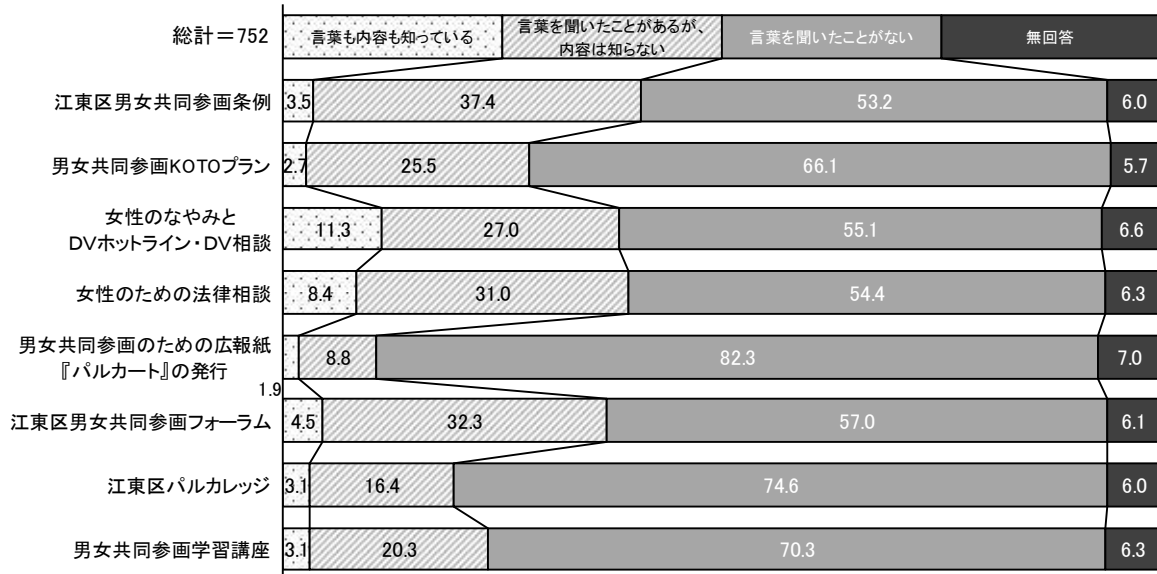
男女共同参画推進の取り組みのさらなる周知を図り、具体的な取り組みを着実に推進していくことが必要です。

#### 《現状と課題》

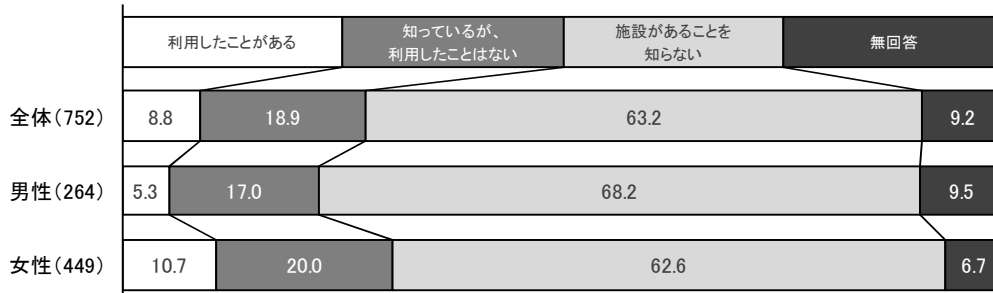
- 本計画を着実に推進するためには、区職員一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、日頃から男女共同参画の視点を持って職務に当たることが重要です。
- 区民調査では、本区の男女共同参画推進に関する施策すべてについて「言葉を聞いたことがない」という回答が半数を超えており、区民に浸透していない実態がうかがえます。また、同調査によれば、男女共同参画推進センターを利用したことがある人は1割未満で、「知っているが利用したことはない」を合わせても、当センターの認知度は約3割にとどまっています。  
(図表3-24、3-25参照)
- 近年の区の管理職(課長職以上)における女性割合は横ばい傾向で、令和2年には15.2%と、管理職登用が進んでいない状況があります。(図表13参照)
- 男女共同参画を推進するための施策は多岐にわたるため、男女共同参画推進センターを中心に、全庁で取り組む必要があります。本計画の趣旨と目標達成に向けた施策を区民に周知し、意識啓発や人材育成、相談事業を充実していく必要があります。また、区役所はモデル事業所として、管理・監督職における女性の比率の向上、男性職員の育児・介護休業の取得促進などを積極的に進める必要があります。
- さらに、区だけでは対応困難な課題に対しては、区民や市民団体、事業者などとの協働により、男女共同参画の取り組みを着実に推進していくことが重要です。

第3章 計画の内容

図表 3 - 24 男女共同参画推進に関する区の施策の認知度



図表 3 - 25 男女共同参画推進センターの認知と利用



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男女共同参画推進センターの認知度	区民調査	30.7%	50%
区の管理職における女性の割合	所管課調査	15.2%	20%

**施策 23 男女共同参画推進センターの充実**

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、男女共同参画推進センターの充実を図ります。センター事業として、意識啓発や学習の場の提供、人材や団体の育成、相談の充実に取り組み、区民との協働・交流を推進します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 男女共同参画学習の充実</b></p> <p>区民に対する意識啓発及び学習の場を提供します。就学前のこどもがいても気軽に参加できるように、一時保育の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画学習事業</li> <li>・一時保育/派遣一時保育の実施</li> <li>・保育ボランティアの育成</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>2 男女共同参画を推進する人材・団体の育成・活用</b></p> <p>男女共同参画の意識を持って地域で活動できる人材・団体を育成、活用します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パルカレッジ</li> <li>・男女共同参画フォーラム</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>3 男女共同参画に関する情報提供の充実</b></p> <p>男女共同参画の推進に役立つ情報を収集、発信します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙の発行</li> <li>・メールマガジンの発行</li> <li>・ホームページ等による情報提供・啓発</li> <li>・図書・資料の収集・提供</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>4 相談事業の実施</b></p> <p>女性の悩みを解決するための相談事業の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための法律相談</li> </ul>	男女共同参画推進センター
<p><b>5 区民との協働・交流の充実</b></p> <p>区民との協働・交流の場の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラム</li> <li>・パルシティまつり</li> </ul>	男女共同参画推進センター

## 施策 24 庁内における男女共同参画の推進

区が率先して庁内における男女共同参画を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。また、男女共同参画に対する職員の意識向上や管理・監督者における女性参画を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 男女共同参画に対する職員の意識の向上</b></p> <p>職員を対象に、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修の充実</li> <li>・ 職員報による意識啓発</li> <li>・ 職員意識の把握</li> <li>・ メールマガジンの発行</li> </ul>	<p>職員課 広報広聴課 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 庁内の昇任制度における男女共同参画の推進</b></p> <p>女性の管理・監督職を増やし、庁内の意思決定過程における男女共同参画を進めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職等試験対策講座の充実</li> </ul>	<p>職員課</p>
<p><b>3 男女がともに働きやすい職場づくりの推進</b></p> <p>女性・男性がともに働きやすい職場づくりに向けたしくみの充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「職場におけるセクシュアル・ハラスメント基本方針」の周知・徹底</li> <li>・ 育児・介護休業制度取得の促進</li> <li>・ セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントの相談の実施</li> <li>・ 子育て支援や女性活躍に関する江東区特定事業主行動計画の推進</li> </ul>	<p>職員課</p>



## 施策 25 区民参画及び庁内推進体制の充実

学識経験者・団体・公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会の開催を通じ、区の男女共同参画推進に向けた区民の参画を促します。

また、庁内においては、関係部署との連携を図り、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を定期的に把握しながら、男女共同参画に関する施策を着実に実行していきます。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 関係部署との連携</b></p> <p>関係部署と連携し、関連する施策や事業などの資源を活用して、男女共同参画を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画条例等の周知</li> <li>・男女共同参画推進行政会議の運営</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 男女共同参画行動計画の進捗状況の把握</b></p> <p>施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を把握しながら、男女共同参画行動計画における目標の達成を目指します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画行動計画進捗状況調査の実施</li> <li>・区民アンケートの実施</li> <li>・区政世論調査の実施</li> <li>・男女共同参画に関する意識実態調査の実施</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター 企画課 広報広聴課</p>
<p><b>3 区民との協働による男女共同参画の推進</b></p> <p>学識経験者、団体、公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会において、計画の進捗状況等について協議するとともに、必要な建議を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会の運営</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>